

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第3章 協定の締結手続き等 第7節 <u>瑕疵</u> (<u>瑕疵</u>)</p> <p>第35条 当社は、当社が設置又は改修した接続用設備又は開発した接続用ソフトウェアに関し完成後1年以内に<u>瑕疵</u>が発見された場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときは、当社の費用負担によりその<u>瑕疵</u>の修補を行います。</p> <p>ただし、その<u>瑕疵</u>の重要性に比して修補に要する費用が著しく大きい場合は、この限りではありません。</p> <p>第16章 雑則 (双務的条件)</p> <p>第101条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第9条（当社の接続対象地域）、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第33条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第35条（<u>瑕疵</u>）、第41条（協定上の地位の移転）、第42条（協定上の地位の承継）、第45条（当社が行う協定の解除）、第50条（予測トラヒック又は回線数の通知）、第52条（協定事業者の切分責任）、第53条の2（第三者への債権譲渡等）、第55条（相互接続通信の切断）、第59条（接続の一時中断）、第60条（接続の停止）、第61条（接続の中止）、第61条の2（工事又は手続き等の停止及び中止）、第73条の2（期限の利益喪失）、第78条（割増金）、第79条（延滞利息）、第87条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第88条（免責）及び第100条（承諾の限界）に規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第9条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。</p>	<p>第3章 協定の締結手続き等 第7節 <u>修補の責任</u> (<u>修補の責任</u>)</p> <p>第35条 当社は、当社が設置又は改修した接続用設備又は開発した接続用ソフトウェアに関し完成後1年以内に<u>個別建設契約又は接続用ソフトウェア開発契約の内容との不適合</u>が発見された場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときは、当社の費用負担によりその<u>対象設備又はソフトウェア</u>の修補を行います。</p> <p>ただし、その<u>不適合</u>の重要性に比して修補に要する費用が著しく大きい場合は、この限りではありません。</p> <p>第16章 雑則 (双務的条件)</p> <p>第101条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第9条（当社の接続対象地域）、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第33条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第35条（<u>修補の責任</u>）、第41条（協定上の地位の移転）、第42条（協定上の地位の承継）、第45条（当社が行う協定の解除）、第50条（予測トラヒック又は回線数の通知）、第52条（協定事業者の切分責任）、第53条の2（第三者への債権譲渡等）、第55条（相互接続通信の切断）、第59条（接続の一時中断）、第60条（接続の停止）、第61条（接続の中止）、第61条の2（工事又は手続き等の停止及び中止）、第73条の2（期限の利益喪失）、第78条（割増金）、第79条（延滞利息）、第87条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第88条（免責）及び第100条（承諾の限界）に規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第9条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。</p>

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(イ欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7) 2-2第9欄ア欄及び第10欄イ欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄イ欄 (4) 2-2第9欄イ欄及び第10欄ア欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄 (ウ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄ア欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄
(6)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせる場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせる適用しないときは、1の光信号号端末回線収容装置に収容できる光信号号端末回線は1を限度とします。 ク～ネ (略)
(8)-2～(8)-10 (略)	(略)
(8) -11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-2第10欄イ欄及び2-13第2欄ウ欄については、組み合わせる適用します。 イ 2-2第10欄イ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数(第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 ウ (略)
(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～オ (略) カ 2-6-1ウ欄(基本料及び加算料)の場合において、可能な符号伝送の値に範囲のあるものについては、該当する符号伝送の値に応じて(7)欄の料金額に(4)欄の料金額を加えた額を適用します。
(10)-2～(12)-2 (略)	(略)
(12) -3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能2-1-1-1第9欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に応じて、2-1-1-1第9欄に掲げる料金額に2-6-3に掲げる料金額を組み合わせる適用します。この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理業務等を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することを要します。
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせる適用します。この場合において、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号号端末回線の数は4を、1の光信号号端末回線から分岐できる光信号号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。) イ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせる適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を利用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号号端末回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4イ欄に規定する機能を利用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)) エ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は、2-1の4ア欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ欄(10Gbit/sタイプ)に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせる適用する場合があります。これらの場合において、2-1の4ア(7)欄又はイ欄に規定する機能を利用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号号端末回線の数は4を(以下、その光局内スプリッタを「光信号号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4ア(4)欄に規定する機能を利用するときは1の光局内スプリッタに収容できる光信号号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)) また、2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号号端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ欄(1Gbit/sタイプ)に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号号端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。
(14)～(22) (略)	(略)

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(4)欄及びイ(7)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7) 2-2第9欄ア(7)欄及び第10欄ア(4)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄イ欄 (4) 2-2第9欄ア(4)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄 (ウ) 2-2第9欄ア(4)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄 (4) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(4)欄並びに2-13第2欄イ欄
(6)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄又は(4)欄(1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。))に限り(以下)に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせる適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせる適用しないときは、1の光信号号端末回線収容装置に収容できる光信号号端末回線は、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄を適用する場合は1を、2-1-1-1第2欄ウ(4)欄(1Gbit/sタイプ)に限り(以下)を適用する場合は8を限度とします。 ク～ネ (略) ノ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(4)欄に規定する機能については、保守用光信号号端末回線収容装置(光信号号端末回線収容装置の冗長化を可能とするものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合は1の光信号号伝送装置ごとの料金額、1の保守用光信号号端末回線収容装置ごとの料金額及び光信号号端末回線収容装置ごとの料金額にその光信号号伝送装置に設置する光信号号端末回線収容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を、保守用光信号号端末回線収容装置を利用しない場合は1の光信号号伝送装置ごとの料金額及び光信号号端末回線収容装置ごとの料金額にその光信号号伝送装置に設置する光信号号端末回線収容装置数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。これらの場合において、1の光信号号伝送装置に設置できる光信号号端末回線収容装置は15を、保守用光信号号端末回線収容装置は1を限度とします。
(8)-2～(8)-10 (略)	(略)
(8) -11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-2第10欄イ(4)欄又はイ(7)欄及び2-13第2欄ウ欄については、組み合わせる適用します。 イ 2-2第10欄イ(4)欄又はイ(7)欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数(第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。)を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 ウ (略)
(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～オ (略)
(10)-2～(12)-2 (略)	(略)
(12) -3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用	端末回線伝送機能2-1-1-1第9欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に応じて、2-1-1-1第9欄に掲げる料金額に2-6の3に掲げる料金額を組み合わせる適用します。この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理業務等を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することを要します。
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄又はウ(4)欄(1Gbit/sタイプ)に限り(以下)に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4ア(7)欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(4)欄(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「10Gbit/sタイプ」といいます。))に限り(以下)に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4イ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせる適用します。これらの場合において、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号号端末回線の数は4を、1の光信号号端末回線から分岐できる光信号号分岐端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)) また、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号号端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(4)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号号端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。 イ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4ア欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(4)欄(1Gbit/sタイプ)に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせる適用する場合があります。これらの場合において、2-1の4ア(7)欄又はイ欄に規定する機能を利用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号号端末回線の数は4を(以下、その光局内スプリッタを「光信号号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4ア(4)欄に規定する機能を利用するときは1の光局内スプリッタに収容できる光信号号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)) また、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号号端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(4)欄(1Gbit/sタイプ)に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号号端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。
(14)～(22) (略)	(略)

(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号局内回線管理機能又はIP通信回線管理機能又はIP通信回線管理機能又はIP通信回線管理機能に係る料金の適用	DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号局内回線管理機能又はIP通信回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄若しくは2-11第24欄、第25欄若しくは2-13第1欄に規定する機能を利用する場合に適用します。
(24)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合があります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成31年4月1日時点のIP通信網終端装置（IPoE方式で接続するもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成31年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区分		単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	ア～イ 削除 ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「1Gbit/sタイプ」といいます。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,651円	2-1の4に係る料金は含みません。
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,651円	
		(4)、(7) (4)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,701円	
		(7) (7) (4)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,701円	
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,358円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,358円	
		(4)、(7) (4)以外のもの	1 回線ごとに	1,399円	
		イ 4線式のもの	1 回線ごとに	2,797円	
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②欄に規定する料金額		
	(7) (7) (4)以外のもの	1 回線ごとに	第6欄ア(7)③欄		

(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号局内回線管理機能又はIP通信回線管理機能又はIP通信回線管理機能又はIP通信回線管理機能に係る料金の適用	DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号局内回線管理機能又はIP通信回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄若しくは2-11第24欄若しくは第25欄に規定する機能を利用する場合に適用します。
(24)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合があります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和2年4月1日時点のIP通信網終端装置（IPoE方式で接続するもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和2年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区分		単位	料金額	備考			
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(2) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	ア～イ 削除 ウ 光信号伝送装置により符号伝送可能なもの（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,281円	2-1の4に係る料金は含みません。	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,281円		
			③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,319円		
		(4) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光信号局内スプリッタの最大数が8のもの（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号伝送装置ごとに	76,996円		
				1 光信号主端末回線収容装置ごとに	15,185円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	13,440円		
				1 光信号伝送装置ごとに	76,996円		
			③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	15,185円		
				1 保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	13,440円		
		(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,431円	
				(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,431円	
				(4)、(7) (4)以外のもの	1 回線ごとに	1,474円	
				イ 4線式のもの	1 回線ごとに	2,948円	
ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1 回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額		
	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額			
	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額			
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額			
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額			
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額			
	(7) (7) (4)以外のもの	① 令和2年4月1日から令和3年	1 回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定			

						に規定する料金額
	エ 2芯式のもの	(7)~(4) (略) (5) (7) (4) 以外のもの	(略)	1回線ごとに	(略)	4,540円
(4)	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	アイ以外のもの	(7) (4) 以外のもの場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの ③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,396円 1,396円 1,438円
		(4) 電話重畳する場合		① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	44円 44円
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カット内に単独収容されるものに限ります。)	(7) (4) 以外のもの場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの ③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,668円 1,668円 1,710円
		(4) 電話重畳する場合		① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	316円 316円
(4)	-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの イ 保守の区別がタイプ1-2のもの ウ アイ以外のもの	1回線ごとに		891円 891円 918円
(5)	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの (4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		205円 205円
		イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの (4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		7,541円 7,541円
(6)	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの ③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,204円 2,204円 2,270円

						の もの	3月31日まで適用する料金	する料金額
	エ 2芯式のもの	(7)~(4) (略) (7) (4) 以外のもの	(略)	1回線ごとに	(略)		② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 ③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額 第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額
(4)	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	アイ以外のもの	(7) (4) 以外のもの場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの ③ ①②以外のもの	1回線ごとに		① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 ③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 4,561円 4,429円 4,307円
		(4) 電話重畳する場合		① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに			36円 36円
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カット内に単独収容されるものに限ります。)	(7) (4) 以外のもの場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの ③ ①②以外のもの	1回線ごとに			1,785円 1,785円 1,829円
		(4) 電話重畳する場合		① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに			350円 350円
(4)	-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの イ 保守の区別がタイプ1-2のもの ウ アイ以外のもの	1回線ごとに				928円 928円 956円
(5)	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの (4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに				177円 177円
		イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの (4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに				5,756円 5,756円
(6)	端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの ③ ①②以外のもの	1回線ごとに		A 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 B 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 C 令和4年4月1日以降に適用する料金	2,214円 2,150円 2,091円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの ③ ①②以外のもの	1回線ごとに		A 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 B 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 C 令和4年4月1日以降に適用する料金	2,214円 2,150円 2,091円
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに		A 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	2,280円

		以下と同じとします。)を利用する場合	(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,204円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,204円
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,270円
				イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限りま	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,794円	
			(5) (7) (4) 以外のもの	1回線ごとに	1,844円	
(7)~(8) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア	10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,304円	
			イ	200Mbit/s から16Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,249円

2-1-1-1-2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区分	単位	料金額	備考	月額
光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限りま	1回線ごとに	1,570円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		以下と同じとします。)を利用する場合	(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,214円	
					B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,150円	
					C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,091円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,214円	
					B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,150円	
					C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,091円	
				③ ①②以外のもの	A	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,280円	
					B	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,215円	
					C	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,154円	
				イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限りま	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	①	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,758円
						②	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,714円
						③	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,667円
(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	①	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,758円					
		令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,714円					
		令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,667円					
(7) (7) (4) 以外のもの	①	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,807円					
		令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,762円					
		令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,713円					
(7)~(8) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)			
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア	10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,994円				
			イ	200Mbit/s から16Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,078円			

2-1-1-1-2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区分	単位	料金額	備考	月額
光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限りま	1回線ごとに	1,549円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1回線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

租金等の適用がない場合の加算料							
		(4) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能（1芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	1回線ごとに	168円			
	ウ (略)	(略)	(略)	(略)			
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置されるものに限ります。）を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの ③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 1光信号分岐端末回線ごとに 1光信号分岐端末回線ごとに	513円 513円 528円		
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用するもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの B 保守の区別がタイプ1-2のもの C AB以外のもの A 保守の区別がタイプ1-1のもの B 保守の区別がタイプ1-2のもの C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 1光信号分岐端末回線ごとに 1光信号分岐端末回線ごとに 1光信号分岐端末回線ごとに 1光信号分岐端末回線ごとに 1光信号分岐端末回線ごとに	519円 519円 535円 513円 513円 528円	
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1光信号主端回線ごとに	1,794円		
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1光信号主端回線ごとに	1,794円		
		(7) (4) 以外のもの		1光信号主端回線ごとに	1,844円		
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの			1回線ごとに	261円		
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの			1回線ごとに1メートルあたり	1,373円		

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区分	単位	料金額	備考	月額
2-1-1-1 第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで適用する料金 1光信号主端回線ごとに 2-1-1-2 第2欄イ(7)欄に規定する料金額 1光信号主端回線ごとに 2-1-1-2 第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、406円を加算した料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる406円のうち、398円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	1,570円
	(4) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金

租金等の適用がない場合の加算料							
		(2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 ③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 1回線ごとに	(4) ②欄に規定する料金額 (4) ③欄に規定する料金額			
	ウ (略)	(略)	(略)	(略)			
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置されるものに限ります。）を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの ② 保守の区別がタイプ1-2のもの ③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに 1光信号分岐端末回線ごとに 1光信号分岐端末回線ごとに	147円 150円 153円		
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用するもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの B 保守の区別がタイプ1-2のもの C AB以外のもの A 保守の区別がタイプ1-1のもの B 保守の区別がタイプ1-2のもの C AB以外のもの	539円 539円 555円 544円 544円 560円 537円 537円 553円		
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 ③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに	1,758円 1,714円 1,667円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの		① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 ③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに	1,758円 1,714円 1,667円	
		(7) (4) 以外のもの		① 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 ② 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金 ③ 令和4年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに 1光信号主端回線ごとに	1,807円 1,762円 1,713円	
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの			1回線ごとに	284円		
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの			1回線ごとに1メートルあたり	1,371円		

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区分	単位	料金額	備考	月額
端回線伝送機能（第5条 標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで適用する料金 1光信号主端回線ごとに 2-1-1-2 第2欄イ(7)①欄に規定する料金額 1光信号主端回線ごとに 2-1-1-2 第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、346円を加算した料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。 接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる346円のうち、340円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	1,549円
	(4) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金

2-1の2 ISM折返し機能

区分		単位	料金額	備考
ISM折返し機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1Bチャネルごとに	1,023円	—
	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャネルごとに	81,139円	

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区分		単位	料金額	備考
光信号電気信号変換機能	(1) (略)	(略)	(略)	—
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,107円	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,107円	
ウ アイ以外のもの	1,140円			

2-1の4 光信号多重分離機能

区分		単位	料金額	備考
光信号多重分離機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	229円	—
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	229円	
		(9) (7) (4)以外のもの	236円	
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	834円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	834円	
		(9) (7) (4)以外のもの	859円	

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	—
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機能において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用機能	0,1036円	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別する機能	1通信ごとに	0,0919円	—
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	11,416,667円	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	—
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0,00003879円	
	イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0,00004560円	
	ウ 削除	(略)	(略)	
	エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0,00004965円	
オ リルーティング通信機能を利用する場合	1案内ごとに	0,00005741円		
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	—
(9) 端末系ルータ交換機能	アイ以外のもの	1装置ごとに月額	394,033円	
	イ 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	370,370円	
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	ア SIPサーバを用いて制御するもの	1チャネルごとに月額	1,75円	
	イ 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	1,88円	
	ウ アイ以外のもの	1装置ごとに月額	7,659円	

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)	—
(4) 関門系ルータ交換機能	ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するもの	1装置ごとに月額	394,453円	

2-1の2 ISM折返し機能

区分		単位	料金額	備考
ISM折返し機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1Bチャネルごとに	905円	—
	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャネルごとに	71,788円	

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区分		単位	料金額	備考
光信号電気信号変換機能	(1) (略)	(略)	(略)	—
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	599円	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	599円	
ウ アイ以外のもの	617円			

2-1の4 光信号多重分離機能

区分		単位	料金額	備考
光信号多重分離機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(1) 保守の区別がタイプ1-1のもの	178円
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	178円	
		(9) (7) (4)以外のもの	183円	
	イ 10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(1) 保守の区別がタイプ1-1のもの	3,200円
			(2) 保守の区別がタイプ1-2のもの	3,200円
			(3) (1) (2)以外のもの	3,296円
イ 10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(1) 保守の区別がタイプ1-1のもの	415円	
		(2) 保守の区別がタイプ1-2のもの	415円	
		(3) (1) (2)以外のもの	427円	

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	—
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機能において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用機能	0,1086円	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別する機能	1通信ごとに	0,0998円	—
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	10,166,667円	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	—
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0,00004148円	
	イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0,00004884円	
	ウ 削除	(略)	(略)	
	エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0,00005226円	
オ リルーティング通信機能を利用する場合	1案内ごとに	0,00006139円		
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	—
(9) 端末系ルータ交換機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) (4)以外のもの	1装置ごとに月額	
		(4) 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	413,333円
	イ 10Gbit/sタイプ	1装置ごとに月額	694,904円	
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	ア 1Gbit/sタイプ	(7) SIPサーバを用いて制御するもの	1チャネルごとに月額	2,23円
		(4) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2,45円
	イ 10Gbit/sタイプ	(7) 優先クラスを識別するもの	1装置ごとに月額	8,902円
イ 10Gbit/sタイプ	(4) (7)以外のもの(SIPサーバを用いて制御しないものに限ります。)	(7) 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2,45円
		(4) (7)以外のもの(SIPサーバを用いて制御しないものに限ります。)	1装置ごとに月額	23,468円

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)	(略)	(略)	(略)	—
(4) 関門系ルータ交換機能	ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するもの	1装置ごとに月額	454,486円	

換機能	接続する場合における当該関係ルータにより通信を行う機能	ののうちPPPoE方式で接続する場合			
イ	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	月額	13,312,417円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	月額	3,386,167円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(9) 愛知県内の設置場所において接続する場合	月額	3,386,167円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(1) 広島県内の設置場所において接続する場合	月額	3,345,333円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 福岡県内の設置場所において接続する場合	月額	3,386,167円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
ウ	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,541,667円		

換機能	接続する場合における当該関係ルータにより通信を行う機能	ののうちPPPoE方式で接続する場合			
イ	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	月額	15,171,167円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	月額	3,460,583円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(9) 愛知県内の設置場所において接続する場合	月額	3,930,083円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(1) 広島県内の設置場所において接続する場合	月額	3,503,250円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(4) 福岡県内の設置場所において接続する場合	月額	3,889,417円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
ウ	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,666,667円		

2-4-2 音声パケット変換機能

音声パケット変換機能	区分	単位	料金額	備考
音声パケット変換機能	1GSで接続し、音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能	1秒ごとに	0.0021511円	

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

一般光信号中継伝送機能	区分	料金額		備考
一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.373円		
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.373円		

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	区分	単位	月額	
			料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	261円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	1,373円	

2-4-2 音声パケット変換機能

音声パケット変換機能	区分	単位	料金額	備考
音声パケット変換機能	1GSで接続し、音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能	1秒ごとに	0.0021082円	

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

一般光信号中継伝送機能	区分	料金額		備考
一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.371円		
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.371円		

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	区分	単位	月額	
			料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	284円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	1,371円	

- 2-6 通信路設定伝送機能
- 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
- 2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
専用回線ノード装設、中継伝送路設備及び端末回線支取装置による通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 500bit/s以下の符号伝送が可能なもの	6,264円 5,530円 8,095円	—
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 身伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 身伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの	18,491円 5,944円 6,662円 6,264円 25,083円 9,134円 7,889円 9,648円 31,587円 38,147円 51,272円 64,395円 90,639円 130,077円 169,376円 114,138円 116,409円 120,950円 287,481円 412,150円 530,254円 1,184,260円 1,207,936円 1,255,283円	
ウ 削除		-	-	-

2-6-1-2 加算料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
専用回線ノード装設、中継伝送路設備及び端末回線支取装置による通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 500bit/s以下の符号伝送が可能なもの	410円 2,812円 1,880円	—
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 身伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 身伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの	410円 2,812円 830円 830円 830円 1,240円 1,650円 2,480円 3,100円 4,960円 7,440円 9,920円 9,920円 9,920円 17,360円 25,220円 32,660円 19,750円 20,150円 20,940円	
ウ 削除		-	-	-

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
専用回線ノード装設、中継伝送路設備及び端末回線支取装置による通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 500bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,622円 5,490円	—
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	17,849円 23,794円 29,657円 35,575円 47,411円 59,246円 82,919円 118,405円 153,324円 260,459円 372,900円 478,423円	

- 2-6 通信路設定伝送機能
- 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
- 2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
専用回線ノード装設、中継伝送路設備及び端末回線支取装置による通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 500bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,216円 7,314円 8,902円	—
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 身伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 身伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの	31,977円 7,785円 7,930円 8,216円 39,694円 11,511円 11,728円 12,161円 47,324円 55,018円 70,395円 85,775円 116,537円 162,678円 208,820円 631,789円 143,539円 149,144円 347,748円 493,360円 611,789円 85,775円 4,307,130円 4,393,257円 4,565,518円	
ウ 削除		-	-	-

2-6-1-2 加算料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
専用回線ノード装設、中継伝送路設備及び端末回線支取装置による通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 500bit/s以下の符号伝送が可能なもの	830円 3,177円 1,660円	—
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 身伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの 身伝送が可能なもの イコノミークラスの符号伝送が可能なもの	830円 3,177円 830円 830円 1,650円 1,650円 1,650円 2,480円 3,100円 4,960円 7,440円 9,920円 9,920円 9,920円 14,880円 19,840円 19,090円 19,090円 19,840円 34,730円 50,430円 65,230円 83,000円 4,307,130円 4,393,257円 4,565,518円	
ウ 削除		-	-	-

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
専用回線ノード装設、中継伝送路設備及び端末回線支取装置による通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 500bit/s以下の符号伝送が可能なもの	7,321円 6,697円	—
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの 128kbit/sの符号伝送が可能なもの 192kbit/sの符号伝送が可能なもの 256kbit/sの符号伝送が可能なもの 384kbit/sの符号伝送が可能なもの 512kbit/sの符号伝送が可能なもの 768kbit/sの符号伝送が可能なもの 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	31,082円 37,911円 44,647円 51,445円 65,041円 78,637円 105,828円 146,614円 183,401円 309,760円 438,919円 561,278円	

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	264,583円	

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

区分		都道府県の区域ごとに月額料金額	
		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	67,027円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	86,456円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	100,403円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	111,753円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	121,085円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	129,551円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	137,151円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	144,175円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	150,621円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	156,491円
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	202,494円
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	235,515円
		400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	262,190円
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	285,403円
		600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	305,731円
		700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	324,040円
		800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	340,906円
		900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	356,618円
		1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	371,177円
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	485,607円		
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	570,035円		
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	639,750円		
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	700,811円		
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	755,814円		
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	806,201円		
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	853,126円		
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	897,167円		
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	938,611円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

区分		単位料金区域ごとに月額料金額	
		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	220,745円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	284,643円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	330,481円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	367,764円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	398,392円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	426,169円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	451,094円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	474,118円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	495,241円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	514,463円
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	664,853円
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	772,467円
		400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	859,169円
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	934,464円
		600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	1,000,253円
		700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	1,059,387円
		800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	1,113,769円
		900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	1,164,349円
		1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,211,126円
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,576,236円		
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,842,486円		

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	325,000円	

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

区分		都道府県の区域ごとに月額料金額	
		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	73,173円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	94,376円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	109,595円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	121,663円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	132,157円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	141,392円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	149,681円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	157,340円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	164,054円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	170,769円
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	220,589円
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	256,551円
		400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	285,898円
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	310,836円
		600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	332,939円
		700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	352,837円
		800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	371,160円
		900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	388,224円
		1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	404,027円
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	527,732円		
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	618,679円		
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	694,193円		
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	759,627円		
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	818,763円		
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	872,859円		
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	922,860円		
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	970,026円		
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,014,673円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

区分		単位料金区域ごとに月額料金額	
		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	207,133円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	267,122円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	310,168円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	344,295円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	373,964円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	400,066円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	423,492円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	445,135円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	464,102円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	483,069円
		200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	623,695円
		300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	725,083円
		400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	807,743円
		500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	877,918円
		600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	940,068円
		700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	995,974円
		800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	1,047,422円
		900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	1,095,303円
		1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,139,617円
2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,485,549円		
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,738,737円		

4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,060,256円	—
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,249,508円	—
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,418,799円	—
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,572,880円	—
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,715,554円	—
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,848,723円	—
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,973,336円	—

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区分		単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0,58214円	—

2-8 番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	152円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	156円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	24円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア 削除 イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録機能	ウ 削除 当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	4,74円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	アイ以外の場合	1番号ごとに	4,15円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
	イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	4,79円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2,0805円	—
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,9962円	—

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(11)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL回線管理機能	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	63円	—
	イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	70円	—
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	28円	—

4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,948,227円	—
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,129,180円	—
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,292,298円	—
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,441,147円	—
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,578,403円	—
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,707,633円	—
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,829,729円	—

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区分		単位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0,64205円	—

2-8 番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	160円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	163円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	28円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア 削除 イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録機能	ウ 削除 当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	8,46円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	アイ以外の場合	1番号ごとに	7,35円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
	イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	9,07円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2,1226円	—
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2,0547円	—

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)~(11)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL回線管理機能	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	43円	—
	イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	51円	—
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	25円	—

(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光回線回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	70円	—	—
(16) I P 通信網回線管理機能	協定事業者の I P 通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	70円	—	—
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2～3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	70円	—	—
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	70円	—	—
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	70円	—	—
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	261円	—
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,373円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	70円	—	—
(21)～(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(24) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、I P 通信網（専ら I P 電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（S I P サーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、L A N インタフェースにより1Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける I P 通信網収容装置ごとに月額	1,602,938円	—	—
(25) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7～2欄で接続し、I P 通信網（専ら I P 電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（L A N インタフェースにより10Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	4,270,833円	—	—
(26) 閉門交換機接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット交換機能、S I P サーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、I G S を経由して、I P 通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.58214円	—	—
		1秒ごとに	0.0037731円	—	—

2-1-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00024763円	—
	イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00024567円	—
	ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00022798円	—
	エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.00019653円	—

2-1-4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区分	料金額	備考
網同期クロック供給機能	31,212円	—

(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光回線回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	51円	—	—
(16) I P 通信網回線管理機能	協定事業者の I P 通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円	—	—
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2～3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円	—	—
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円	—	—
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	51円	—	—
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	284円	—
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,371円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円	—	—
(21)～(23) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(24) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、I P 通信網（専ら I P 電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（S I P サーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、L A N インタフェースにより1Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける I P 通信網収容装置ごとに月額	1,381,133円	—	—
(25) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7～2欄で接続し、I P 通信網（専ら I P 電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（L A N インタフェースにより10Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	5,020,833円	—	—
(26) 閉門交換機接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット交換機能、S I P サーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、I G S を経由して、I P 通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.64205円	—	—
		1秒ごとに	0.0025740円	—	—

2-1-2 (略)

2-1-3 ルーティング伝送機能

区分		単位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00020599円	—
	イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00020437円	—
	ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.00018965円	—
	エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.00016349円	—

2-1-4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区分	料金額	備考
網同期クロック供給機能	22,705円	—

第2 網改造料
2 料金額
2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容	
取付費比率	交換機械設備		0.313
	電力設備		0.813
	伝送機械設備		0.249
	無線機械設備		0.369
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.055
	土地及び通信用建物以外	(略)	
共通割掛費比率			0.096

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.029
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.057
		中継伝送機能	0.036
		通信料対応設備合計	0.049
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	データ系設備合計	0.084
		端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.048
		中継系交換機能	0.055
		中継伝送機能	0.031
通信料対応設備合計	(略)		
データ系設備合計	0.082		
繰延資産比率		0.0108	
投資等比率		(略)	
貯蔵品比率		0.0073	
他人資本比率		0.441	
自己資本比率		0.559	
他人資本利率		0.0061	
自己資本利率		0.0013	
有利子負債以外の負債の比率		(略)	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0031	
利益対応税率		0.4239	
貸倒率		(略)	

第2 網改造料
2 料金額
2-1~2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容	
取付費比率	交換機械設備		0.321
	電力設備		0.789
	伝送機械設備		0.247
	無線機械設備		0.474
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.056
	土地及び通信用建物以外	(略)	
共通割掛費比率			0.113

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.028
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.050
		中継伝送機能	0.042
		通信料対応設備合計	0.050
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	データ系設備合計	0.087
		端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.047
		中継系交換機能	0.049
		中継伝送機能	0.034
通信料対応設備合計	(略)		
データ系設備合計	0.084		
繰延資産比率		0.0110	
投資等比率		(略)	
貯蔵品比率		0.0069	
他人資本比率		0.444	
自己資本比率		0.556	
他人資本利率		0.0050	
自己資本利率		0.0004	
有利子負債以外の負債の比率		(略)	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0019	
利益対応税率		0.4235	
貸倒率		(略)	

第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区分		単位	料金額	備考	
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,545円	中継事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,169円	中継事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。	
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,733円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこし機能登録工事費	当社の加入者交換機に地域指定着信課金機能用迷惑電話おこし機能に登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,121円	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(18) メンバースタンプサービス登録工事費	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間 4,120円 平日夜間 4,764円 平日深夜 5,500円 土日祝日 4,948円 土日祝日 5,684円 土日祝日 深夜	特定中継事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。	
	廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間 3,254円 平日夜間 3,762円 平日深夜 4,343円 土日祝日 3,908円 土日祝日 4,489円 土日祝日 深夜	特定中継事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	745円	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	176円	特定中継事業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能に登録する工事に要する費用	1工事ごとに	6,816円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)~(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(25) ルーティング番号登録工事費	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,109円 平日夜間 1,282円 平日深夜 1,480円 土日祝日 1,332円 土日祝日 1,530円 土日祝日 深夜	移転先事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 679円 平日夜間 785円 平日深夜 906円 土日祝日 815円 土日祝日 936円 土日祝日 深夜	---
	イ 加算額	1ルーティング番号ごとに	(略)	(略)	(略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,109円 平日夜間 1,282円 平日深夜 1,480円 土日祝日 1,332円 土日祝日 1,530円 土日祝日 深夜	---
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 576円 平日夜間 666円 平日深夜 768円 土日祝日 691円 土日祝日 794円 土日祝日 深夜	---
	イ ルーティング番号及び契約回線番号等を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号及び契約回線番号ごとに	平日昼間 1,242円 平日夜間 1,436円 平日深夜 1,658円 土日祝日 1,492円 土日祝日 1,714円 土日祝日 深夜	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約回線番号ごとに	平日昼間 576円 平日夜間 666円 平日深夜 768円 土日祝日 691円 土日祝日 794円 土日祝日 深夜	---

第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区分		単位	料金額	備考	
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,541円	中継事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,164円	中継事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。	
(11)~(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,730円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこし機能登録工事費	当社の加入者交換機に地域指定着信課金機能用迷惑電話おこし機能に登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,117円	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(18) メンバースタンプサービス登録工事費	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間 4,113円 平日夜間 4,753円 平日深夜 5,484円 土日祝日 4,936円 土日祝日 5,667円 土日祝日 深夜	特定中継事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。	
	廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間 3,248円 平日夜間 3,753円 平日深夜 4,330円 土日祝日 3,898円 土日祝日 4,475円 土日祝日 深夜	特定中継事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	744円	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	175円	特定中継事業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能に登録する工事に要する費用	1工事ごとに	6,805円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)~(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(25) ルーティング番号登録工事費	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,107円 平日夜間 1,279円 平日深夜 1,476円 土日祝日 1,328円 土日祝日 1,525円 土日祝日 深夜	移転先事業者(特定中継事業者を除き)に適用します。
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 677円 平日夜間 783円 平日深夜 903円 土日祝日 813円 土日祝日 933円 土日祝日 深夜	---
	イ 加算額	1ルーティング番号ごとに	(略)	(略)	(略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 1,107円 平日夜間 1,279円 平日深夜 1,476円 土日祝日 1,328円 土日祝日 1,525円 土日祝日 深夜	---
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間 575円 平日夜間 664円 平日深夜 766円 土日祝日 690円 土日祝日 792円 土日祝日 深夜	---
	イ ルーティング番号及び契約回線番号等を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号及び契約回線番号ごとに	平日昼間 1,240円 平日夜間 1,433円 平日深夜 1,653円 土日祝日 1,488円 土日祝日 1,708円 土日祝日 深夜	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約回線番号ごとに	平日昼間 575円 平日夜間 664円 平日深夜 766円 土日祝日 690円 土日祝日 792円 土日祝日 深夜	---

(26)	-2ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごと	平日昼間 2,218円 平日夜間 2,564円 平日深夜 2,960円 土日祝日 2,663円 昼夜間 3,059円 深夜	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用于します。
				(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごと	平日昼間 1,000円 平日夜間 1,156円 平日深夜 1,335円 土日祝日 1,201円 昼夜間 1,379円 深夜	
(27) (略)	(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)	-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当該社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものではありません。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごと	平日昼間 14,206円 平日夜間 16,069円 平日深夜 18,197円 土日祝日 16,602円 昼間 16,602円 夜間 18,730円 深夜		
			イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごと	平日昼間 10,706円 平日夜間 12,380円 平日深夜 14,291円 土日祝日 12,858円 昼間 12,858円 夜間 14,770円 深夜		
			ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているもの）に限り、以下(4)欄において同じとする。利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合 1工事ごと 平日昼間 5,225円 平日夜間 5,651円 平日深夜 6,138円 土日祝日 5,773円 昼間 5,773円 夜間 6,260円 深夜		
				(4) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合 1工事ごと 平日昼間 6,144円 平日夜間 6,713円 平日深夜 7,362円 土日祝日 6,875円 昼間 6,875円 夜間 7,524円 深夜		
				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合 1工事ごと 平日昼間 7,145円 平日夜間 7,872円 平日深夜 8,701円 土日祝日 8,079円 昼間 8,079円 夜間 8,909円 深夜			
(28) (略)	(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(29)	光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限る場合	(7) 基本額	1工事ごと	6,865円	
				(4) 加算額	1工事ごと	8,077円	
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1工事ごと	1,412円	
				(4) 加算額	1工事ごと	7,774円	
(30)	光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1工事ごと	6,865円	
				(4) 加算額	1工事ごと	12,112円	
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1工事ごと	1,412円	
				(4) 加算額	1工事ごと	10,300円	
(31) (略)	(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32)	光信号電	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定			1工事ごと	8,689円	

(26)	-2ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごと	平日昼間 2,214円 平日夜間 2,558円 平日深夜 2,951円 土日祝日 2,657円 昼夜間 3,050円 深夜	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用于します。
				(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごと	平日昼間 998円 平日夜間 1,153円 平日深夜 1,331円 土日祝日 1,198円 昼夜間 1,375円 深夜	
(27) (略)	(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)	-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当該社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものではありません。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごと	平日昼間 14,136円 平日夜間 15,985円 平日深夜 18,100円 土日祝日 16,516円 昼間 16,516円 夜間 18,631円 深夜		
			イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごと	平日昼間 10,689円 平日夜間 12,350円 平日深夜 14,249円 土日祝日 12,827円 昼間 12,827円 夜間 14,726円 深夜		
			ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているもの）に限り、以下(4)欄において同じとする。利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合 1工事ごと 平日昼間 5,009円 平日夜間 5,432円 平日深夜 5,916円 土日祝日 5,554円 昼間 5,554円 夜間 6,037円 深夜		
				(4) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合 1工事ごと 平日昼間 5,943円 平日夜間 6,507円 平日深夜 7,152円 土日祝日 6,669円 昼間 6,669円 夜間 7,314円 深夜		
				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合 1工事ごと 平日昼間 6,927円 平日夜間 7,648円 平日深夜 8,472円 土日祝日 7,855円 昼間 7,855円 夜間 8,679円 深夜			
(28) (略)	(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(29)	光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限る場合	(7) 基本額	1工事ごと	6,854円	
				(4) 加算額	1工事ごと	8,063円	
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1工事ごと	1,409円	
				(4) 加算額	1工事ごと	7,761円	
(30)	光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1工事ごと	6,854円	
				(4) 加算額	1工事ごと	12,092円	
			イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1工事ごと	1,409円	
				(4) 加算額	1工事ごと	10,283円	
(31) (略)	(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32)	光信号電	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定			1工事ごと	8,674円	

気信号変換装置 データ設定 変更工事費	変更を行う工事に要する費用				
(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 4,173円 平日夜間 4,668円 平日深夜 5,233円 土日祝日 4,809円 平日祝日 4,809円 平日祝日 夜間 5,374円 平日祝日 深夜		
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 1,358円 平日夜間 1,433円 平日深夜 1,520円 土日祝日 1,455円 平日祝日 1,455円 平日祝日 夜間 1,541円 平日祝日 深夜		
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間 1,291円 平日深夜 2,766円 土日祝日 1,661円 平日祝日 1,661円 平日祝日 夜間 3,136円 平日祝日 深夜		
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間 3,187円 平日祝日 3,828円 平日祝日 昼間		

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容	
平日昼間	一人当たり1時間ごとに		6,059円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに		7,006円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに		8,088円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに		7,277円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに		8,359円

気信号変換装置 データ設定 変更工事費	変更を行う工事に要する費用				
(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 4,155円 平日夜間 4,647円 平日深夜 5,211円 土日祝日 4,789円 平日祝日 4,789円 平日祝日 夜間 5,352円 平日祝日 深夜		
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 1,357円 平日夜間 1,432円 平日深夜 1,517円 土日祝日 1,453円 平日祝日 1,453円 平日祝日 夜間 1,538円 平日祝日 深夜		
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間 1,284円 平日深夜 2,754円 土日祝日 1,658円 平日祝日 1,658円 平日祝日 夜間 3,126円 平日祝日 深夜		
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間 3,182円 平日祝日 3,818円 平日祝日 昼間		

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容	
平日昼間	一人当たり1時間ごとに		6,049円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに		6,989円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに		8,064円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに		7,259円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに		8,334円

第2 手続費
2 手続費の額
2-1 手続費

区分		単位	料金額	備考		
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2) 料金回収 手続費	別表2 (接続形 態)第2 表にお いて協 定事業 者が利 用者料 金設定 事業者 となる 接続形 態の場 合であ って、 同別表 第3表 におい て当社 が利用 者料金 請求事 業者と なると きに、 当社が 行う利 用者料 金の回 収業務 に要す る費用	アイ以外 の場合	(7) 電話サービス又は総 合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を1 の協定事業者が専 有する場合であ って、請求・回収 を当社が行う場 合	1内訳項目ご とに 月額	22.52円 当社が請求す る利用者料金 額の0.28%に 相当する額	特定中継 事業者に 適用しま す。
			(4) 電話サービス又は総 合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を 複数の協定事業者 で共用する場合 であって、通信 ごとのデータ蓄 積・料金計算、請 求金額確定及び 請求・回収を当 社が行う場合	月額	当社が請求す る利用者料金 額の5.1%に 相当する額	携帯・自 動車電話 事業者及 びPHS 事業者に 適用しま す。
			(9) 当社の音声利用IP 通信網サービスの 利用者に対する料 金請求書の料金 内訳項目を1の 協定事業者が専 有する場合であ って、通信ごと のデータ蓄積・ 料金計算、請求 金額確定及び請 求・回収を当社 が行う場合	1通信ごと に 1内訳項目ご とに 月額	0.6円 22.01円 当社が請求す る利用者料金 額の0.28%に 相当する額	—
			イ (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲 載手続費	協定事業 者の約 者の約 者回線 番号等 を電話 帳に掲 載する 場合 に要す る費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごと に1掲載あた り	90円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごと に1掲載あた り	223円	—	
(4) 番号情 報データ ベース登 録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1登録ご とに1番 号あたり	241円	—		
(5) お客様情 報照会書 作成手続 費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1件ごと に	(略)	中継事業 者又は国 際系事業 者に適用 します。		
(6) 利用契約 締結手続 費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手續きに要する費用	1件ごと に	(略)	みなし契 約事業 者に適用 します。		
(7) 債権譲受 手続費	第80条 (債権譲 受)の規 定によ り、当社 が協定事 業者の役 務提供区 間に関わ る利用者 料金の債 権をその 協定事業 者より譲 り受けた ときに、 当社が行 う利用者 料金の回 収業務に 要する費 用	アイ以外 の場合	(7) 電話サービス又は総 合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を1 の協定事業者が専 有する場合であ って、請求・回収 を当社が行 う場合	1内訳項目ご とに 月額	22.52円 当社が請求す る協定事業 者の役務提供 区間に関わ る利用者料金 額の0.28%に 相当する額	特定中継 事業者に 適用しま す。
			(4) 電話サービス又は総 合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を 複数の協定事業者 で共用する場合 であって、通信 ごとのデータ蓄 積・料金計算、請 求金額確定及び 請求・回収を当 社が行う場合	月額	当社が請求す る協定事業 者の役務提供 区間に関わ る利用者料金 額の5.1%に 相当する額	無線呼出 し事業 者に適用 します。
イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(8) みなし契 約者に関 する宛名 情報提供 手続費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用	1件ごと に	24.56円	みなし契 約事業 者に適用 します。		
(9) 料金請求 回収代 行手続費	第81条 (利用者 料金の請 求回収代 行)の規 定によ り、協 定事業 者が請 求、回 収すべ き利用 者料金を 当社が 代行して 請求、 回収す	ア 協定事業 者が請 求、回 収すべ き利用 者料金が 電話サ ービス、 総合デ ジタル通 信サ ービス 又は音 声利用IP 通信網サ ービス	(7) 請求情報の授受等に 係るもの	1内訳項目ご とに	13.82円	—
			(4) 請求・収納・不払 い対応に係るもの	1内訳項目ご とに	15.27円	—

第2 手続費
2 手続費の額
2-1 手続費

区分		単位	料金額	備考		
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2) 料金回収 手続費	別表2 (接続形 態)第2 表にお いて協 定事業 者が利 用者料 金設定 事業者 となる 接続形 態の場 合であ って、 同別表 第3表 におい て当社 が利用 者料金 請求事 業者と なると きに、 当社が 行う利 用者料 金の回 収業務 に要す る費用	アイ以外 の場合	(7) 電話サービス又は総 合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を1 の協定事業者が専 有する場合であ って、請求・回収 を当社が行う場 合	1内訳項目ご とに 月額	20.15円 当社が請求す る利用者料金 額の0.09%に 相当する額	特定中継 事業者に 適用しま す。
			(4) 電話サービス又は総 合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を 複数の協定事業者 で共用する場合 であって、通信 ごとのデータ蓄 積・料金計算、請 求金額確定及び 請求・回収を当 社が行う場合	月額	当社が請求す る利用者料金 額の4.2%に 相当する額	携帯・自 動車電話 事業者及 びPHS 事業者に 適用しま す。
			(9) 当社の音声利用IP 通信網サービスの 利用者に対する料 金請求書の料金 内訳項目を1の 協定事業者が専 有する場合であ って、通信ごと のデータ蓄積・ 料金計算、請求 金額確定及び請 求・回収を当社 が行う場合	1通信ごと に 1内訳項目ご とに 月額	0.2円 20.82円 当社が請求す る利用者料金 額の0.09%に 相当する額	—
			イ (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲 載手続費	協定事業 者の約 者の約 者回線 番号等 を電話 帳に掲 載する 場合 に要す る費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごと に1掲載あた り	76円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごと に1掲載あた り	210円	—	
(4) 番号情 報データ ベース登 録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1登録ご とに1番 号あたり	264円	—		
(5) お客様情 報照会書 作成手続 費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1件ごと に	(略)	中継事業 者又は国 際系事業 者に適用 します。		
(6) 利用契約 締結手続 費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手續きに要する費用	1件ごと に	(略)	みなし契 約事業 者に適用 します。		
(7) 債権譲受 手続費	第80条 (債権譲 受)の規 定によ り、当社 が協定事 業者の役 務提供区 間に関わ る利用者 料金の債 権をその 協定事業 者より譲 り受けた ときに、 当社が行 う利用者 料金の回 収業務に 要する費 用	アイ以外 の場合	(7) 電話サービス又は総 合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を1 の協定事業者が専 有する場合であ って、請求・回収 を当社が行 う場合	1内訳項目ご とに 月額	20.15円 当社が請求す る協定事業 者の役務提供 区間に関わ る利用者料金 額の0.09%に 相当する額	特定中継 事業者に 適用しま す。
			(4) 電話サービス又は総 合デジタル通信 サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を 複数の協定事業者 で共用する場合 であって、通信 ごとのデータ蓄 積・料金計算、請 求金額確定及び 請求・回収を当 社が行う場合	月額	当社が請求す る協定事業 者の役務提供 区間に関わ る利用者料金 額の4.2%に 相当する額	無線呼出 し事業 者に適用 します。
イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(8) みなし契 約者に関 する宛名 情報提供 手続費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用	1件ごと に	27.96円	みなし契 約事業 者に適用 します。		
(9) 料金請求 回収代 行手続費	第81条 (利用者 料金の請 求回収代 行)の規 定によ り、協 定事業 者が請 求、回 収すべ き利用 者料金を 当社が 代行して 請求、 回収す	ア 協定事業 者が請 求、回 収すべ き利用 者料金が 電話サ ービス、 総合デ ジタル通 信サ ービス 又は音 声利用IP 通信網サ ービス	(7) 請求情報の授受等に 係るもの	1内訳項目ご とに	11.62円	—
			(4) 請求・収納・不払 い対応に係るもの	1内訳項目ご とに	16.7円	—

	場合の手続に要する費用	に係るものである場合				
		イ(略)	エ(略)			
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	イ(略)	エ(略)	(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	(略)	1 平日昼間 1 平日夜間 1 平日深夜 1 土日祝日 1 土日夜間 1 土日祝日 1 深夜	9,646円 11,154円 12,876円 11,585円 13,308円	
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社が電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7)(イ)以外の場合	1 平日昼間 1 平日夜間 1 平日深夜 1 土日祝日 1 土日夜間 1 土日祝日 1 深夜	10,209円 11,805円 13,628円 12,262円 14,085円	
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 平日昼間 1 平日夜間 1 平日深夜 1 土日祝日 1 土日夜間 1 土日祝日 1 深夜	7,707円 8,912円 10,288円 9,256円 10,633円	
		イ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1 回線ごとに	9,591円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1 回線ごとに	1,012円	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1 回線ごとに	636円	
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用 イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1 回線ごとに	691円	
				1 回線ごとに	939円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1 回線ごとに	715円	
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1 変更ごとに	69円	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はハルス測定結果の調査に要する費用 イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用 ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額 ① 利用者の建物で測定を行う場合 ② 通信用建物で測定を行う場合 (4) 加算額 伝送損失又はハルス測定結果の調査を行う場合	1 地点ごとの1調査ごとに 1 地点ごとの1調査ごとに 1 回線ごとの1調査ごとに	6,156円 709円 806円	
				1 区間ごとに	1,618円	
				1 番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	
			(4) 加算額 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むもの)の調査を行う場合	1 番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	
(16)~(20) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合		1 通信用建物ごとの1件ごとに 1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,561円 927円	

	場合の手続に要する費用	に係るものである場合				
		イ(略)	エ(略)			
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	イ(略)	エ(略)	(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	(略)	1 平日昼間 1 平日夜間 1 平日深夜 1 土日祝日 1 土日夜間 1 土日祝日 1 深夜	9,630円 11,126円 12,838円 11,556円 13,268円	
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社が電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7)(イ)以外の場合	1 平日昼間 1 平日夜間 1 平日深夜 1 土日祝日 1 土日夜間 1 土日祝日 1 深夜	10,193円 11,776円 13,588円 12,231円 14,043円	
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	(4) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 平日昼間 1 平日夜間 1 平日深夜 1 土日祝日 1 土日夜間 1 土日祝日 1 深夜	7,694円 8,890円 10,257円 9,233円 10,601円	
		イ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1 回線ごとに	9,576円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1 回線ごとに	1,010円	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1 回線ごとに	635円	
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用 イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1 回線ごとに	690円	
				1 回線ごとに	938円	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1 回線ごとに	714円	
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1 変更ごとに	81円	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はハルス測定結果の調査に要する費用 イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用 ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額 ① 利用者の建物で測定を行う場合 ② 通信用建物で測定を行う場合 (4) 加算額 伝送損失又はハルス測定結果の調査を行う場合	1 地点ごとの1調査ごとに 1 地点ごとの1調査ごとに 1 回線ごとの1調査ごとに	6,146円 708円 805円	
				1 区間ごとに	1,615円	
				1 番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	
			(4) 加算額 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むもの)の調査を行う場合	1 番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	
(16)~(20) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合		1 通信用建物ごとの1件ごとに 1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,545円 926円	

(22)	一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	1,921円	—			
(23)	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,150円			
			(4) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,318円			
			イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,775円			
			接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,490円			
(24)	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,490円			
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	33,688円			
			(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	20,207円			
			(1) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	18,068円			
			接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,501円		
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,222円			
			(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,483円			
			(1) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,392円			
			接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (7)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,259円		
			(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	2,830円			
			接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	5,350円			
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(26)	光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	8,155円
第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,290円						
第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,355円						

(22)	一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	1,918円	—			
(23)	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,144円			
			(4) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,298円			
			イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,770円			
			接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,410円		
(24)	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,410円			
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	33,632円			
			(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	20,173円			
			(1) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	18,038円			
			接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,487円		
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,208円			
			(7) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,472円			
			(1) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,382円			
			接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (7)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,249円		
			(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	2,825円			
			接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	5,341円			
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(26)	光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	8,803円
第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,556円						
第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,335円						

(27)	ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	アイ以外の場合	1件ごとに	53円	—
		ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	103円	—	
(28)	同一番号移転可否情報調査	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	アイ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	743円	—
			当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	303円	—
(29)	き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用	第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用	1通信用建物ごとに	17,450円	—
(30)	き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用	第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用	1電柱ごとに	715円	—
(31)	メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,436円	—
			現地調査を行う場合	1電柱ごとに	12,924円	—
(32)	接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	6,744円	—
				平日夜間	16,653円	—
				平日深夜	27,774円	—
				土日祝日昼間	8,099円	—
				土日祝日夜間	17,297円	—
				土日祝日深夜	28,705円	—
				—	—	—
				—	—	—
(33)	端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合は調査に要する費用	月額	1,620,000円	—	
(34)	テーフ分散による光信号端末回線の確認及びテーフ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテーフ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士を組み合わせてに係るもの	1区間ごとに	2,224円	—
			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,727円	—
		イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士を組み合わせてに係るもの	1区間ごとに	2,078円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,587円	—
		ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士を組み合わせてに係るもの	1区間ごとに	2,078円	—
			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,896円	—
(35)	申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合は調査に要する費用	月額	1,597,581円	—	
(36)	光信号分岐端末回線	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調	1調査ごとに	7,271円	—	

(27)	ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	アイ以外の場合	1件ごとに	46円	—
			ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	73円	—
(28)	同一番号移転可否情報調査	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	アイ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	745円	—
			当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	273円	—
(29)	き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用	第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用	1通信用建物ごとに	17,402円	—
(30)	き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用	第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用	1電柱ごとに	714円	—
(31)	メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,434円	—
			現地調査を行う場合	1電柱ごとに	12,903円	—
(32)	接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	6,733円	—
				平日夜間	16,613円	—
				平日深夜	27,692円	—
				土日祝日昼間	8,079円	—
				土日祝日夜間	17,255円	—
				土日祝日深夜	28,619円	—
				—	—	—
				—	—	—
(33)	端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合は調査に要する費用	月額	1,606,000円	—	
(34)	テーフ分散による光信号端末回線の確認及びテーフ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテーフ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士を組み合わせてに係るもの	1区間ごとに	2,220円	—
			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,722円	—
		イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士を組み合わせてに係るもの	1区間ごとに	2,075円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,583円	—
		ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士を組み合わせてに係るもの	1区間ごとに	2,075円	—
			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,891円	—
(35)	申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合は調査に要する費用	月額	1,584,221円	—	
(36)	光信号分岐端末回線	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調	1調査ごとに	7,259円	—	

線工事日 予約可否 調査費	査するときに要する費用			<input type="text"/>	線工事日 予約可否 調査費	査するときに要する費用			<input type="text"/>
---------------------	-------------	--	--	----------------------	---------------------	-------------	--	--	----------------------

料金表

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.116

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.337
減価償却率	(略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.095
	発電設備	0.718
	電源設備及び蓄電池設備	0.814
	空気調整設備	2.073
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.036
自己資本利益率		0.0527

料金表

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.104

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.345
減価償却率	(略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.080
	発電設備	0.706
	電源設備及び蓄電池設備	0.793
	空気調整設備	2.066
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.032
自己資本利益率		0.0556

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料		1平方メートルごとに年額	
2-1 (略)		土地	通信用建物
2-2 料金額			
通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名		
富山県	富山	1,215円	15,776円
	富山南	651円	13,010円
	和合	145円	9,567円
	水尻	(略)	15,431円
	呉羽	698円	5,623円
	富山水橋	299円	6,682円
	富山北	481円	20,218円
	高岡	371円	19,469円
	高岡市外	334円	29,153円
	高岡立野	(略)	3,958円
	戸出機械棟	393円	13,237円
	新湊機械棟	360円	14,428円
	堀岡	195円	12,107円
	魚津	262円	34,203円
	氷見	365円	5,583円
	富山滑川	367円	10,866円
	黒部別	455円	22,829円
	礪波	591円	20,223円
	小矢部	386円	10,315円
	大沢野別	254円	6,402円
	上滝	181円	8,338円
	上市	207円	9,582円
	入善	392円	7,572円
	婦中	335円	11,577円
	小杉	410円	11,589円
	太閤山	440円	3,635円
	大門	470円	14,944円
	富山平	(略)	11,831円
	井波	195円	5,676円
	福野	346円	10,374円
	富山福光	346円	6,470円
	富山岩瀬2	378円	8,055円
	高岡伏木	348円	26,940円
	高岡中田	288円	22,633円
	富山柳田	435円	17,956円
	梅檀野	107円	10,414円
	富山立山	207円	12,500円
	宇奈月	120円	13,137円
	富山朝日	146円	27,908円
	越中八尾	241円	39,384円
	富山古里	340円	14,602円
	城端	254円	27,836円
	富山福岡別	423円	7,452円
	津沢	251円	14,574円
	入善南	(略)	18,363円
石川県	鳴和	1,017円	21,816円
	金石	713円	41,413円
	金沢弥生	907円	12,472円
	入江	962円	10,901円
	額	838円	10,800円
	金沢森本	590円	20,442円
	粟ヶ崎	1,275円	9,502円
	金沢3	1,516円	25,379円
	七尾	341円	31,441円
	徳田	217円	11,848円
	和倉	782円	11,030円
	石川小松	500円	20,419円
	符津	394円	15,327円
	中海	435円	6,318円
	輪島	250円	27,776円
	珠洲	214円	12,808円
	石川加賀	320円	10,054円
	片山津	199円	7,933円
	山代	273円	8,807円
	羽咋	346円	15,040円
	島知	233円	16,134円
	松任	486円	16,245円
	山中	970円	5,939円
	根上別	409円	12,435円
	寺井2	440円	10,518円
	辰口	732円	4,415円
	鶴来	811円	19,154円
	金沢西	879円	22,353円
	野々市	727円	9,041円
	津幡	469円	31,206円
	石川河北	779円	16,470円
	志雄	117円	12,567円
	押水	128円	13,255円
	田鶴浜	250円	12,742円
	鳥屋	270円	12,880円
	石川中島	(略)	14,561円
	石川鹿島	218円	12,628円
	能都	381円	24,098円
	犀川	318円	14,781円
	栗津	188円	11,382円
	美川	(略)	10,541円
	七塚木津	194円	11,211円
	内灘	516円	19,376円
	石川	256円	10,170円
	石川高松別	185円	10,135円
富来	122円	17,238円	
穴水	262円	29,117円	
羽咋志賀別	199円	10,047円	
宝立	85円	9,361円	
久江	146円	10,153円	
鹿西	251円	15,458円	
門前	28円	17,058円	
柳田	130円	7,510円	
石川内浦	121円	14,115円	
能都小木	72円	5,210円	
金沢2	1,516円	33,278円	
町野	225円	5,839円	
鹿島能登島	173円	18,726円	
福井県	福井2	606円	14,635円
	福井南	(略)	10,723円
	麻生津	271円	9,225円
	敦賀	664円	14,976円

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料		1平方メートルごとに年額	
2-1 (略)		土地	通信用建物
2-2 料金額			
通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名		
富山県	富山	1,113円	54,649円
	富山南	649円	14,818円
	和合	143円	9,630円
	水尻	(略)	18,236円
	呉羽	714円	6,498円
	富山水橋	297円	7,093円
	富山北	480円	18,133円
	高岡	357円	17,576円
	高岡市外	333円	28,134円
	高岡立野	(略)	4,602円
	戸出機械棟	360円	12,501円
	新湊機械棟	353円	13,825円
	堀岡	189円	10,595円
	魚津	254円	32,089円
	氷見	373円	6,240円
	富山滑川	390円	12,574円
	黒部別	454円	19,252円
	礪波	594円	50,019円
	小矢部	372円	10,783円
	大沢野別	265円	6,334円
	上滝	179円	8,446円
	上市	204円	10,389円
	入善	359円	14,935円
	婦中	331円	13,711円
	小杉	379円	46,424円
	太閤山	439円	3,909円
	大門	472円	13,789円
	富山平	(略)	11,768円
	井波	174円	67,498円
	福野	331円	9,962円
	富山福光	359円	13,440円
	富山岩瀬2	376円	8,777円
	高岡伏木	333円	17,450円
	高岡中田	289円	47,269円
	富山柳田	430円	15,334円
	梅檀野	106円	11,400円
	富山立山	204円	13,860円
	宇奈月	117円	11,790円
	富山朝日	144円	27,617円
	越中八尾	240円	28,214円
	富山古里	341円	14,544円
	城端	241円	32,005円
	富山福岡別	424円	8,118円
	津沢	248円	12,250円
	入善南	(略)	16,672円
石川県	鳴和	1,016円	24,931円
	金石	715円	26,717円
	金沢弥生	892円	13,717円
	入江	976円	9,810円
	額	855円	10,343円
	金沢森本	619円	26,075円
	粟ヶ崎	1,245円	9,492円
	金沢3	1,669円	24,033円
	七尾	318円	28,417円
	徳田	211円	11,448円
	和倉	754円	11,319円
	石川小松	530円	24,885円
	符津	409円	15,465円
	中海	436円	7,750円
	輪島	244円	32,520円
	珠洲	205円	14,780円
	石川加賀	319円	10,704円
	片山津	197円	8,124円
	山代	265円	8,964円
	羽咋	331円	13,271円
	島知	228円	14,866円
	松任	484円	18,034円
	山中	965円	6,380円
	根上別	407円	11,080円
	寺井2	408円	9,526円
	辰口	739円	4,618円
	鶴来	751円	18,771円
	金沢西	880円	21,080円
	野々市	730円	15,551円
	津幡	484円	23,683円
	石川河北	780円	15,162円
	志雄	119円	10,971円
	押水	120円	11,780円
	田鶴浜	241円	9,507円
	鳥屋	256円	11,349円
	石川中島	(略)	20,012円
	石川鹿島	203円	11,273円
	能都	364円	23,838円
	犀川	347円	12,784円
	栗津	182円	10,045円
	美川	(略)	11,339円
	七塚木津	186円	10,183円
	内灘	530円	18,647円
	石川	259円	10,331円
	石川高松別	184円	9,472円
富来	114円	17,325円	
穴水	251円	29,933円	
羽咋志賀別	193円	14,346円	
宝立	86円	8,860円	
久江	138円	9,530円	
鹿西	242円	15,012円	
門前	23円	14,915円	
柳田	126円	5,410円	
石川内浦	123円	12,273円	
能都小木	69円	3,919円	
金沢2	1,669円	31,247円	
町野	222円	4,539円	
鹿島能登島	171円	16,614円	
福井県	福井2	604円	14,153円
	福井南	(略)	10,324円
	麻生津	419円	11,470円
	敦賀	665円	18,245円

武生局舎 2	256円	9,788円
福井小浜 2	639円	18,271円
東小浜	283円	24,120円
福井大野	204円	10,385円
福井勝山	303円	13,170円
鯖江	439円	19,411円
鯖江西 (略)		20,350円
福井松岡別	482円	6,101円
福井三国	302円	8,904円
芦原	128円	13,943円
丸岡	375円	10,791円
春江別	439円	8,516円
山東	386円	19,656円
上中	253円	13,522円
福井高浜別	667円	9,034円
福井東別	771円	9,301円
福井森田	424円	9,523円
西安屋	104円	21,978円
福井坂井	131円	5,617円
福井朝日別	246円	15,812円
福井清水	147円	15,065円
福井	606円	31,827円
足羽別	334円	6,775円
河和田	167円	7,400円
永平寺	357円	15,888円
金津別	287円	10,229円
今立別	347円	8,452円
福井三方別	146円	14,322円
美浜 (略)		17,156円
大飯 (略)		18,505円
今庄	337円	14,831円
福井河合	218円	2,732円
福井鶴	191円	9,852円
五分市	447円	13,799円
上志比	173円	15,292円
福井池田	287円	13,702円
南条 (略)		13,643円
福井宮崎	96円	17,669円
名田庄	95円	12,961円
越前	663円	14,883円
荒土	178円	18,533円
細呂木	77円	15,303円
織田	165円	18,002円
岐阜	775円	57,114円
岐阜本荘	724円	14,254円
長良	892円	28,688円
長森	981円	24,275円
岐阜加納	1,370円	30,862円
黒野	462円	16,263円
芥見	320円	12,879円
大垣南	754円	9,948円
大垣西	324円	17,389円
大垣丸ノ内南	448円	21,997円
高山第二	2,092円	16,530円
東濃B	393円	29,558円
岐阜根本	697円	29,771円
岐阜関	492円	10,945円
小金田	336円	11,761円
岐阜中津川	401円	11,889円
瑞浪	290円	21,631円
岐阜羽島	464円	15,503円
恵那	459円	18,621円
恵那B	459円	12,402円
武並	221円	16,051円
中濃	536円	21,892円
土岐	391円	21,287円
各務原 (略)		32,199円
鷺沼	686円	5,334円
可児	418円	31,866円
笠松	637円	5,362円
佐波	416円	18,047円
養老	314円	13,510円
垂井	101円	12,650円
揖斐川	129円	33,261円
岐阜北方	662円	9,880円
穂積 (略)		11,634円
高富 (略)		6,457円
郡上八幡	627円	43,883円
美濃白川	160円	37,867円
下呂	453円	17,435円
荘川	32円	10,564円
飛騨古川	537円	8,003円
岐阜神岡	173円	16,264円
一宮川島	524円	6,926円
岐阜殿美	284円	15,030円
岐阜赤坂	495円	6,814円
美濃坂本 (略)		12,276円
第一落合	129円	27,119円
美濃	386円	6,787円
羽島南	245円	7,967円
下石	199円	5,873円
新駄知	126円	10,108円
美濃平田	405円	56,674円
養老東	211円	15,662円
岐阜神戸	460円	18,711円
輪之内	240円	60,553円
美濃池田	326円	10,775円
岐阜川辺	243円	17,266円
御嵩	230円	14,564円
笠原	182円	8,400円
陶	103円	4,049円
久々利	169円	9,260円
春里	191円	8,093円
海津	348円	53,464円
南濃	287円	9,928円
岐阜石津	293円	20,503円
揖斐大野	139円	8,209円
本巣	134円	27,270円
武芸川	222円	16,524円
岐阜大和	458円	7,086円
富加	265円	9,572円
八百津	215円	12,169円
美濃坂下	126円	10,916円
付知	191円	5,405円
美濃福岡	213円	14,336円

岐阜県

武生局舎 2	241円	18,640円
福井小浜 2	620円	19,120円
東小浜	279円	22,719円
福井大野	211円	10,112円
福井勝山	249円	14,606円
鯖江	455円	12,940円
鯖江西 (略)		17,331円
福井松岡別	498円	5,855円
福井三国	286円	12,241円
芦原	130円	66,990円
丸岡	346円	14,915円
春江別	437円	8,980円
山東	388円	39,101円
上中	239円	12,840円
福井高浜別	605円	8,496円
福井東別	773円	9,321円
福井森田	394円	9,520円
西安屋	102円	19,699円
福井坂井	129円	4,677円
福井朝日別	245円	15,196円
福井清水	145円	12,692円
福井	604円	31,978円
足羽別	333円	7,844円
河和田	164円	6,869円
永平寺	335円	15,475円
金津別	256円	9,745円
今立別	334円	8,338円
福井三方別	148円	12,528円
美浜 (略)		17,442円
大飯 (略)		16,452円
今庄	338円	11,132円
福井河合	214円	2,644円
福井鶴	192円	8,331円
五分市	438円	11,859円
上志比	165円	12,821円
福井池田	286円	11,288円
南条 (略)		11,306円
福井宮崎	89円	15,560円
名田庄	92円	12,872円
越前	634円	17,706円
荒土	181円	16,436円
細呂木	78円	13,558円
織田	154円	15,682円
岐阜	771円	51,279円
岐阜本荘	727円	12,236円
長良	894円	22,189円
長森	896円	32,764円
岐阜加納	1,393円	41,262円
黒野	457円	14,271円
芥見	311円	10,760円
大垣南	749円	8,401円
大垣西	309円	13,844円
大垣丸ノ内南	446円	21,028円
高山第二	2,249円	15,796円
東濃B	400円	37,725円
岐阜根本	716円	27,664円
岐阜関	489円	36,544円
小金田	328円	11,311円
岐阜中津川	382円	13,963円
瑞浪	289円	13,489円
岐阜羽島	462円	39,473円
恵那	461円	43,761円
恵那B	461円	38,649円
武並	217円	14,331円
中濃	506円	21,208円
土岐	390円	18,406円
各務原 (略)		31,205円
鷺沼	685円	35,399円
可児	422円	32,027円
笠松	638円	35,447円
佐波	414円	16,666円
養老	318円	10,414円
垂井	171円	40,124円
揖斐川	127円	20,073円
岐阜北方	663円	9,561円
穂積 (略)		9,933円
高富 (略)		6,921円
郡上八幡	625円	25,360円
美濃白川	159円	37,582円
下呂	450円	16,093円
荘川	28円	8,562円
飛騨古川	516円	43,460円
岐阜神岡	170円	15,753円
一宮川島	506円	6,690円
岐阜殿美	274円	17,003円
岐阜赤坂	498円	6,411円
美濃坂本 (略)		11,412円
第一落合	127円	23,321円
美濃	382円	34,504円
羽島南	239円	42,547円
下石	202円	5,616円
新駄知	125円	7,069円
美濃平田	396円	50,073円
養老東	206円	17,435円
岐阜神戸	466円	17,313円
輪之内	236円	53,541円
美濃池田	334円	39,143円
岐阜川辺	240円	15,868円
御嵩	235円	13,643円
笠原	366円	8,284円
陶	100円	4,481円
久々利	168円	6,336円
春里	190円	5,581円
海津	343円	47,459円
南濃	277円	9,930円
岐阜石津	290円	18,792円
揖斐大野	141円	40,275円
本巣	130円	25,091円
武芸川	220円	14,762円
岐阜大和	457円	6,274円
富加	262円	9,138円
八百津	208円	11,753円
美濃坂下	121円	9,897円
付知	187円	64,240円
美濃福岡	210円	13,612円

岐阜県

静岡金谷	218円	8,384円
舞阪	411円	8,748円
新居	572円	27,173円
細江	302円	9,516円
伊左地	366円	8,543円
館山寺	357円	15,085円
静岡興津	1,040円	5,410円
小島	928円	22,988円
上野北山	255円	21,288円
川奈	566円	16,683円
宇佐美	748円	10,988円
富戸	587円	18,519円
初倉	474円	10,723円
富士見台	462円	10,050円
大藤	393円	17,594円
原谷	348円	10,383円
葉梨	333円	17,810円
御殿場神山	625円	11,053円
静岡山梨	636円	11,778円
中瀬	(略)	9,847円
宮口	568円	14,966円
沼津御宿	866円	26,343円
新所原	1,008円	9,436円
熱川	234円	12,969円
福取	320円	18,790円
丹那	231円	11,149円
韭山	1,020円	14,332円
大仁	1,847円	11,397円
中伊豆	(略)	35,380円
須走	288円	10,947円
静岡小山	720円	4,740円
芝川	173円	22,972円
御前崎	229円	12,517円
相良	321円	11,589円
地頭方	103円	18,470円
小笠	332円	12,232円
森町	458円	5,222円
浅羽	313円	25,136円
静岡福田	252円	4,383円
電洋	277円	17,110円
賤機	678円	17,361円
静岡水落	2,220円	20,265円
伊豆山	512円	14,804円
猪之頭	80円	14,027円
上井出	148円	24,640円
箕作	534円	14,360円
入出	(略)	9,841円
白須賀	193円	14,984円
伊東松崎	1,178円	16,678円
西伊豆	713円	9,486円
伊豆賀茂	136円	48,179円
静岡戸田	133円	20,598円
土肥	198円	7,146円
富士川	570円	8,775円
富士松野	191円	9,768円
蒲原	745円	6,572円
由比	784円	7,711円
静岡川根	549円	17,588円
大須賀	766円	15,118円
静岡豊岡	402円	20,958円
三ヶ日	476円	13,007円
都筑	308円	17,439円
宮口2	568円	12,498円
掛川城東	165円	18,745円
韭山高原	51円	9,457円
用沢	397円	15,498円
中川根	392円	6,629円
千頭	209円	11,396円
掛川大東	190円	20,155円
気多	224円	13,030円
天竜佐久間	241円	7,009円
静岡西浦	145円	11,107円
南崎	76円	2,969円
天竜春野	197円	18,143円
千種覚王山	2,872円	39,743円
名古屋東山	1,675円	14,199円
千種第二	1,884円	12,739円
名古屋新東	4,754円	92,468円
布池	3,331円	23,205円
矢田	2,074円	15,147円
大曾根	1,341円	47,783円
味鋺	1,284円	12,037円
名古屋山田	1,053円	19,659円
浄心	1,709円	14,831円
笹島	4,151円	47,083円
則武	3,233円	16,213円
名古屋中村	2,293円	27,563円
稲葉地	2,096円	12,750円
名古屋中	1,804円	49,355円
名古屋金山	5,296円	38,492円
新広小路	4,642円	55,992円
滝子	2,273円	28,574円
瑞穂通	1,967円	26,327円
八事	3,506円	39,975円
名古屋中川	(略)	10,034円
下之一色	1,134円	31,367円
名古屋港	1,009円	30,136円
稲永	810円	10,180円
道徳	1,660円	36,581円
笠寺	1,001円	10,613円
大同	1,295円	11,527円
名古屋守山	859円	19,932円
名古屋緑	1,238円	22,811円
平手	2,048円	19,503円
鳴子第二	2,015円	11,707円
名東	1,651円	22,711円
猪子石	1,891円	17,365円
猪高	(略)	27,053円
天白	2,378円	21,495円
豊橋岩田	1,090円	9,567円
豊橋花田	(略)	19,741円
豊橋南栄	1,127円	12,708円
豊橋二川	914円	7,067円
老津	572円	4,360円
植田	571円	6,141円

愛知県

静岡金谷	206円	35,543円
舞阪	416円	36,284円
新居	564円	25,325円
細江	281円	8,617円
伊左地	355円	8,645円
館山寺	350円	14,041円
静岡興津	1,021円	5,506円
小島	857円	18,035円
上野北山	248円	41,423円
川奈	563円	15,818円
宇佐美	746円	10,512円
富戸	504円	17,362円
初倉	476円	11,923円
富士見台	459円	7,524円
大藤	389円	15,668円
原谷	339円	9,269円
葉梨	335円	16,706円
御殿場神山	617円	9,640円
静岡山梨	637円	10,445円
中瀬	(略)	9,449円
宮口	565円	9,615円
沼津御宿	841円	24,526円
新所原	1,015円	15,446円
熱川	230円	10,504円
福取	309円	17,015円
丹那	225円	10,212円
韭山	1,007円	11,257円
大仁	1,816円	9,916円
中伊豆	(略)	58,809円
須走	280円	10,597円
静岡小山	708円	41,997円
芝川	165円	29,014円
御前崎	225円	10,869円
相良	309円	10,937円
地頭方	102円	15,938円
小笠	326円	11,654円
森町	454円	4,989円
浅羽	317円	23,562円
静岡福田	254円	24,955円
電洋	276円	15,676円
賤機	676円	67,390円
静岡水落	2,221円	25,963円
伊豆山	514円	54,633円
猪之頭	78円	13,286円
上井出	145円	23,490円
箕作	527円	13,224円
入出	(略)	8,631円
白須賀	190円	16,244円
伊東松崎	1,216円	13,395円
西伊豆	693円	50,391円
伊豆賀茂	259円	41,281円
静岡戸田	126円	19,124円
土肥	191円	6,933円
富士川	565円	7,382円
富士松野	195円	9,194円
蒲原	714円	5,562円
由比	754円	5,872円
静岡川根	518円	15,798円
大須賀	735円	14,008円
静岡豊岡	400円	47,265円
三ヶ日	448円	12,186円
都筑	303円	43,036円
宮口2	565円	10,246円
掛川城東	161円	19,977円
韭山高原	50円	6,794円
用沢	393円	14,405円
中川根	378円	6,723円
千頭	204円	10,805円
掛川大東	185円	67,034円
気多	223円	12,210円
天竜佐久間	237円	60,823円
静岡西浦	142円	9,090円
南崎	116円	4,249円
天竜春野	189円	17,460円
千種覚王山	3,003円	53,721円
名古屋東山	1,820円	19,566円
千種第二	1,886円	16,269円
名古屋新東	5,754円	84,606円
布池	4,609円	21,326円
矢田	2,224円	22,512円
大曾根	1,382円	48,735円
味鋺	1,285円	26,859円
名古屋山田	1,084円	23,967円
浄心	1,766円	13,442円
笹島	4,152円	49,171円
則武	3,231円	16,987円
名古屋中村	2,722円	25,118円
稲葉地	2,193円	29,594円
名古屋中	2,083円	44,615円
名古屋金山	5,294円	39,726円
新広小路	6,422円	50,596円
滝子	2,377円	27,104円
瑞穂通	2,046円	24,733円
八事	3,469円	38,587円
名古屋中川	(略)	12,369円
下之一色	1,115円	33,410円
名古屋港	1,041円	30,642円
稲永	809円	9,653円
道徳	1,686円	21,179円
笠寺	1,063円	10,509円
大同	1,297円	12,020円
名古屋守山	869円	16,682円
名古屋緑	1,236円	21,075円
平手	2,124円	18,307円
鳴子第二	1,788円	10,063円
名東	1,649円	26,388円
猪子石	1,890円	15,571円
猪高	(略)	25,151円
天白	2,449円	20,924円
豊橋岩田	1,102円	9,975円
豊橋花田	(略)	18,816円
豊橋南栄	1,130円	10,834円
豊橋二川	908円	6,379円
老津	576円	4,874円
植田	576円	5,700円

愛知県

札木	522円	19,749円
岡崎	702円	28,412円
羽根	1,893円	20,177円
矢作	(略)	27,995円
藤川	855円	3,456円
岩津	1,291円	8,494円
尾張一宮	(略)	36,890円
一宮神山	1,442円	11,293円
一宮羽根	561円	21,390円
一宮萩原	(略)	13,162円
浅井	342円	10,059円
瀬戸陶栄	376円	9,438円
愛知半田	629円	37,691円
春日井	831円	15,236円
勝川	1,515円	20,883円
高蔵寺分室	565円	23,647円
高蔵寺	1,349円	10,714円
春日井坂下	644円	23,109円
愛知豊川	980円	30,363円
御油	1,001円	6,491円
津島藤浪	999円	12,573円
碧南2	790円	13,245円
刈谷	786円	16,582円
刈谷境	838円	13,653円
愛知豊田	908円	19,470円
豊田高上	1,986円	9,031円
豊田寿	821円	10,472円
猿投2	1,184円	13,262円
豊田高岡	1,032円	11,718円
豊田上郷	729円	9,602円
刈谷安城2	806円	25,228円
今村	2,472円	5,901円
西尾寄住	1,452円	18,246円
蒲郡2	1,106円	6,582円
犬山B	710円	11,485円
犬山羽黒	717円	12,002円
常滑	568円	38,308円
一宮江南2	1,190円	7,589円
江南宮田	573円	5,762円
尾西	774円	13,512円
小牧機械棟	624円	15,129円
篠岡	506円	16,824円
小牧桜井	621円	35,504円
稲沢	1,710円	20,779円
豊橋新城	626円	16,783円
上野町	882円	17,400円
尾張横須賀B	598円	13,456円
大府	1,416円	9,259円
知多	641円	6,072円
知立2	1,577円	22,459円
尾張旭	1,000円	29,849円
愛知高浜	956円	5,450円
岩倉	1,502円	13,899円
豊明	767円	9,603円
東阿野	1,241円	11,161円
名古屋東郷	1,055円	5,658円
名古屋日進	725円	16,733円
長久手B	1,273円	14,484円
豊山	944円	37,728円
西春B	1,513円	21,671円
新川清洲	1,144円	34,693円
江南大口	849円	15,630円
扶桑	878円	5,599円
木曾川B	506円	8,246円
祖父江	589円	12,338円
海部	805円	13,277円
蟹江B	1,028円	19,640円
津島弥富	723円	48,890円
阿久比	520円	6,951円
東浦	823円	8,861円
幸田	(略)	61,029円
三好	1,882円	6,501円
設楽	75円	19,436円
愛知御津	505円	6,102円
愛知田原2	965円	26,016円
渥美	416円	6,408円
広小路	4,642円	32,675円
名古屋万場	816円	13,579円
志段味	714円	10,141円
名古屋大森	1,685円	9,716円
河合	(略)	36,538円
矢合	526円	18,063円
平和	535円	29,960円
寺沢	653円	17,465円
豊橋石巻	358円	10,905円
常盤	509円	10,116円
六ツ美	1,059円	34,350円
品野	1,561円	22,484円
水野	(略)	18,001円
板山	747円	25,474円
亀崎	609円	7,787円
松平	667円	16,411円
保見	573円	4,171円
豊田駒場	747円	14,145円
刈谷桜井	1,620円	11,022円
刈谷明治	(略)	12,769円
平坂	814円	15,388円
室埜	559円	7,250円
三河大塚	723円	9,642円
形原	667円	3,223円
小鈴谷	268円	13,674円
尾張大野	682円	9,381円
大海	338円	33,631円
新城富岡	211円	10,622円
加木屋	1,166円	6,189円
永和	571円	8,440円
武豊	681円	8,794円
一色2	499円	9,684円
上横須賀	756円	20,108円
三好ヶ丘	1,076円	15,141円
豊田藤岡	513円	4,339円
三河一宮	1,395円	10,064円
小坂井	768円	5,773円
東海栄東西	7,531円	25,861円
豊橋	522円	31,376円

札木	521円	35,973円
岡崎	701円	25,887円
羽根	1,964円	18,641円
矢作	(略)	18,923円
藤川	854円	3,670円
岩津	1,340円	7,856円
尾張一宮	(略)	45,399円
一宮神山	1,443円	8,445円
一宮羽根	560円	19,406円
一宮萩原	(略)	12,322円
浅井	431円	15,684円
瀬戸陶栄	375円	33,536円
愛知半田	640円	37,074円
春日井	843円	35,801円
勝川	1,648円	31,685円
高蔵寺分室	566円	23,038円
高蔵寺	1,368円	9,976円
春日井坂下	656円	22,123円
愛知豊川	968円	19,421円
御油	969円	6,977円
津島藤浪	993円	15,000円
碧南2	788円	30,814円
刈谷	785円	32,457円
刈谷境	864円	13,084円
愛知豊田	988円	40,505円
豊田高上	2,082円	7,401円
豊田寿	851円	10,838円
猿投2	1,182円	12,239円
豊田高岡	1,034円	11,181円
豊田上郷	737円	9,495円
刈谷安城2	804円	21,958円
今村	2,603円	5,757円
西尾寄住	1,516円	13,193円
蒲郡2	1,116円	6,104円
犬山B	707円	10,923円
犬山羽黒	719円	11,443円
常滑	558円	36,377円
一宮江南2	1,201円	6,235円
江南宮田	576円	7,095円
尾西	775円	12,933円
小牧機械棟	637円	13,877円
篠岡	508円	16,044円
小牧桜井	631円	31,435円
稲沢	1,708円	21,175円
豊橋新城	616円	15,403円
上野町	877円	17,427円
尾張横須賀B	599円	13,020円
大府	1,503円	7,473円
知多	632円	6,537円
知立2	1,615円	16,330円
尾張旭	1,002円	28,677円
愛知高浜	961円	5,423円
岩倉	1,501円	13,158円
豊明	777円	7,897円
東阿野	1,243円	8,427円
名古屋東郷	1,061円	6,789円
名古屋日進	730円	15,828円
長久手B	1,275円	13,964円
豊山	1,072円	35,181円
西春B	1,515円	19,587円
新川清洲	1,147円	37,900円
江南大口	854円	14,545円
扶桑	913円	5,482円
木曾川B	504円	42,125円
祖父江	588円	11,662円
海部	806円	14,584円
蟹江B	1,029円	18,651円
津島弥富	727円	48,148円
阿久比	517円	8,108円
東浦	870円	9,688円
幸田	(略)	35,040円
三好	1,881円	6,326円
設楽	72円	23,120円
愛知御津	501円	5,454円
愛知田原2	964円	22,535円
渥美	402円	6,388円
広小路	6,422円	36,023円
名古屋万場	836円	12,830円
志段味	712円	9,472円
名古屋大森	1,782円	13,527円
河合	(略)	21,416円
矢合	527円	18,920円
平和	534円	35,328円
寺沢	654円	16,768円
豊橋石巻	363円	10,450円
常盤	510円	9,657円
六ツ美	1,090円	29,704円
品野	1,566円	37,217円
水野	(略)	35,910円
板山	746円	19,531円
亀崎	608円	43,011円
松平	666円	15,611円
保見	580円	4,136円
豊田駒場	757円	13,508円
刈谷桜井	1,544円	13,598円
刈谷明治	(略)	11,974円
平坂	813円	14,576円
室埜	557円	9,067円
三河大塚	724円	9,194円
形原	659円	29,127円
小鈴谷	263円	33,065円
尾張大野	681円	32,747円
大海	333円	31,980円
新城富岡	209円	9,495円
加木屋	1,167円	6,206円
永和	568円	23,759円
武豊	666円	8,428円
一色2	470円	9,085円
上横須賀	758円	30,462円
三好ヶ丘	1,055円	13,147円
豊田藤岡	511円	2,903円
三河一宮	1,362円	8,302円
小坂井	766円	5,691円
東海栄東西	7,529円	29,198円
豊橋	521円	39,962円

	三重御浜	201円	9,630円
	大安東	244円	11,156円
	三重藤原	(略)	15,296円
	三重美里	208円	19,110円
	香良洲	250円	9,281円
	飯南	239円	26,800円
	栃原	230円	15,766円
	勢和	(略)	17,375円
	三重荻原	139円	18,676円
	宿田曾	278円	16,899円
	五ヶ所	164円	28,889円
	南海	151円	3,408円
	島ヶ原	65円	15,676円
	浜島	244円	19,467円
	安乗	208円	17,736円
	三重磯部	183円	16,446円
	三重九鬼	32円	18,063円
	三重飛鳥	165円	14,067円
	新鹿	59円	12,480円
	二木島	27円	27,215円
	美杉	131円	8,476円
	三重奥津	97円	21,169円
	飯高	148円	29,514円
	伊勢志摩3	421円	35,175円
	菅島	(略)	76,848円
	飯高川俣	102円	22,136円
	阿山	61円	17,400円
	矢口桂城	159円	18,775円
	紀宝鶴殿	(略)	11,344円
	入鹿	26円	13,521円
	海山	713円	13,782円
	磯柄	114円	8,001円
滋賀県	滋賀大津	788円	44,262円
	堅田2	894円	21,719円
	滋賀瀬田	1,196円	30,026円
	石山	545円	12,707円
	大津坂本2	863円	9,152円
	におの浜	1,156円	27,039円
	彦根3	468円	42,476円
	河瀬	335円	15,190円
	稲枝	287円	6,381円
	滋賀長浜	465円	25,296円
	近江八幡	505円	19,800円
	六枚橋別館	825円	19,181円
	八日市	771円	19,452円
	菑津	649円	35,880円
	常盤	333円	31,438円
	近江守山	550円	20,755円
	守山北	934円	20,374円
	栗東	583円	34,489円
	野洲2	1,019円	21,732円
	甲西	593円	22,709円
	水口	311円	17,322円
	滋賀甲賀	381円	13,734円
	信楽	191円	25,326円
	安土	530円	22,523円
	近江日野	273円	20,131円
	滋賀鶴川	312円	34,790円
	五個荘	489円	28,892円
	能登川	855円	27,678円
	湖東(略)	12,249円	
	秦荘	132円	21,199円
	愛知川	147円	67,108円
	滋賀多賀	762円	17,272円
	滋賀山東	58円	29,268円
	米原	727円	25,765円
	虎姫	170円	48,899円
	滋賀湖北	216円	34,331円
	びわ	288円	20,030円
	近江高月	157円	18,086円
	木之本	174円	36,931円
	今津	259円	17,321円
	安曇川	408円	25,277円
	高島	209円	12,188円
	新旭	251円	23,893円
	関ノ津	122円	28,323円
	滋賀志賀	170円	33,675円
	和辻	135円	13,636円
	金勝	577円	9,516円
	中主	760円	26,046円
	石部	226円	9,084円
	下田	516円	19,559円
	菩提寺	528円	18,082円
	近江甲南	307円	23,730円
	滋賀蒲生	73円	8,765円
	竜王	62円	30,110円
	豊郷	187円	23,263円
	甲良	142円	12,322円
	醒ヶ井	214円	24,999円
	滋賀浅井	311円	25,366円
	比叡平	484円	24,822円
	小松	227円	78,005円
	長浜局舎2	427円	37,689円
	土山	250円	24,266円
	滋賀大野	114円	17,903円
	雲井	(略)	15,485円
	柏原別館	164円	21,328円
	朝日	153円	5,992円
	中之郷	233円	19,699円
	マキノ沢	191円	16,942円
	船木	234円	25,775円
	愛東	155円	11,222円
	マキノ	199円	17,790円
	途中	137円	15,875円
	上田上別館	215円	48,753円
	滋賀伊吹	133円	17,762円
	近江大浦	40円	21,555円
京都府	紫野	3,255円	13,935円
	京都北野	9,839円	9,939円
	西陣別館	4,858円	31,286円
	賀茂	3,187円	15,733円
	壬生別館	5,464円	18,129円
	京都	18,359円	35,871円
	七条	2,832円	32,318円

	三重御浜	195円	9,281円
	大安東	237円	10,312円
	三重藤原	(略)	14,554円
	三重美里	202円	44,793円
	香良洲	235円	8,605円
	飯南	233円	27,591円
	栃原	226円	16,854円
	勢和	(略)	15,775円
	三重荻原	138円	17,839円
	宿田曾	270円	16,563円
	五ヶ所	153円	26,306円
	南海	146円	3,585円
	島ヶ原	63円	19,163円
	浜島	221円	20,329円
	安乗	221円	26,604円
	三重磯部	175円	21,497円
	三重九鬼	26円	14,660円
	三重飛鳥	164円	13,583円
	新鹿	60円	10,264円
	二木島	30円	23,757円
	美杉	129円	55,661円
	三重奥津	93円	20,138円
	飯高	143円	16,246円
	伊勢志摩3	414円	48,273円
	菅島	(略)	71,055円
	飯高川俣	99円	20,786円
	阿山	63円	26,756円
	矢口桂城	160円	16,185円
	紀宝鶴殿	(略)	10,440円
	入鹿	27円	12,306円
	海山	759円	12,468円
	磯柄	113円	8,711円
滋賀県	滋賀大津	847円	41,754円
	堅田2	925円	18,118円
	滋賀瀬田	1,240円	26,760円
	石山	528円	15,854円
	大津坂本2	846円	8,537円
	におの浜	967円	23,845円
	彦根3	461円	36,594円
	河瀬	301円	44,356円
	稲枝	279円	5,876円
	滋賀長浜	453円	23,550円
	近江八幡	503円	17,146円
	六枚橋別館	834円	16,744円
	八日市	755円	22,419円
	菑津	641円	35,145円
	常盤	334円	23,730円
	近江守山	574円	18,207円
	守山北	921円	39,646円
	栗東	567円	60,052円
	野洲2	1,032円	18,528円
	甲西	592円	21,846円
	水口	310円	61,276円
	滋賀甲賀	379円	15,069円
	信楽	190円	28,867円
	安土	524円	14,765円
	近江日野	243円	17,583円
	滋賀鶴川	309円	32,983円
	五個荘	475円	19,317円
	能登川	847円	63,045円
	湖東(略)	11,034円	
	秦荘	133円	19,281円
	愛知川	148円	66,491円
	滋賀多賀	757円	15,595円
	滋賀山東	55円	22,874円
	米原	725円	17,917円
	虎姫	171円	43,506円
	滋賀湖北	207円	22,655円
	びわ	285円	18,705円
	近江高月	152円	15,992円
	木之本	172円	28,019円
	今津	256円	25,954円
	安曇川	422円	24,074円
	高島	208円	9,889円
	新旭	242円	23,621円
	関ノ津	117円	26,160円
	滋賀志賀	169円	39,448円
	和辻	133円	13,661円
	金勝	576円	9,818円
	中主	757円	23,449円
	石部	219円	8,521円
	下田	484円	18,433円
	菩提寺	497円	19,415円
	近江甲南	278円	47,915円
	滋賀蒲生	74円	9,582円
	竜王	60円	28,082円
	豊郷	188円	20,674円
	甲良	136円	11,240円
	醒ヶ井	209円	22,264円
	滋賀浅井	307円	21,365円
	比叡平	242円	22,508円
	小松	223円	99,736円
	長浜局舎2	424円	36,954円
	土山	242円	23,586円
	滋賀大野	107円	16,807円
	雲井	(略)	13,957円
	柏原別館	159円	20,008円
	朝日	146円	5,305円
	中之郷	225円	16,906円
	マキノ沢	184円	14,308円
	船木	229円	22,791円
	愛東	157円	9,884円
	マキノ	193円	15,578円
	途中	132円	15,103円
	上田上別館	206円	43,744円
	滋賀伊吹	128円	14,473円
	近江大浦	37円	18,620円
	永源寺	278円	10,704円
京都府	紫野	3,481円	12,261円
	京都北野	10,788円	38,511円
	西陣別館	5,161円	75,231円
	賀茂	3,539円	65,726円
	壬生別館	6,752円	20,097円
	京都	22,611円	36,526円
	七条	3,592円	27,896円

京都南	2,653円	36,594円
嵯峨2	2,423円	16,828円
朱雀	2,501円	21,089円
深草	2,197円	14,512円
京都醍醐	2,045円	9,067円
伏見	3,181円	26,270円
淀	1,150円	9,281円
山科	1,821円	15,302円
京都桂	3,638円	21,010円
大原野	1,247円	10,688円
前田	591円	53,099円
福知山	792円	26,415円
京都舞鶴	940円	43,583円
舞鶴西	449円	32,035円
綾部	675円	32,911円
宇治2	1,546円	26,286円
京都新田	1,432円	16,430円
宮津	289円	26,038円
亀岡	1,431円	23,630円
城陽	1,183円	13,575円
京都西山	5,148円	16,443円
長岡京	2,248円	32,555円
京都八幡	925円	12,946円
山城田辺	1,175円	19,019円
精華2	946円	12,798円
園部	980円	52,788円
岩滝	270円	8,312円
加悦谷	124円	17,450円
峰山	180円	17,585円
丹後大宮	104円	19,584円
網野	286円	18,530円
鞍馬	(略)	23,431円
木幡	1,437円	17,081円
山城木津	1,025円	15,760円
福知山上川口	329円	18,466円
宮前	195円	31,555円
井手	410円	23,585円
山城町	576円	13,756円
山城加茂	770円	21,928円
京都八木	908円	15,646円
丹波町	226円	23,157円
京都弥栄	368円	28,877円
京都吉田別館	3,934円	55,831円
山城大原	125円	35,126円
祇園別館	3,086円	15,440円
八田	73円	23,615円
三和	122円	16,947円
朱雀・桂2	3,638円	49,454円
何北	38円	19,570円
天ノ橋立	(略)	26,344円
和東	103円	25,866円
京北	437円	56,055円
京都美山	383円	23,807円
京都下山	155円	14,429円
京都日吉	266円	14,116円
瑞穂	146円	12,156円
和知	224円	32,380円
夜久野	68円	16,772円
丹後木津	463円	24,166円
丹後町	269円	16,497円
神野	252円	26,556円
久美浜	505円	24,784円
舞鶴八雲2	88円	162,508円
宇治田原	313円	33,398円
舞鶴岡田	(略)	18,414円
京都大江	342円	23,812円
平野	(略)	26,367円
伊根	58円	39,309円
都島	3,185円	31,009円
此花	1,868円	30,171円
大阪新町新	3,565円	32,041円
西	2,664円	19,870円
大阪港	1,745円	34,635円
大阪大正別館	1,562円	17,098円
天王寺	2,367円	13,538円
大阪桜川	1,414円	30,694円
日本橋北館	4,300円	41,742円
西淀川	1,627円	21,363円
東淀川	2,879円	41,551円
東成	3,718円	18,310円
生野	1,516円	59,952円
箕	1,512円	24,348円
大阪旭	2,575円	21,151円
大阪城東	2,119円	21,119円
鳴野	2,196円	17,867円
桑津	2,220円	19,221円
阿倍野	4,042円	42,211円
長尾	4,320円	26,438円
大阪住吉	2,430円	23,626円
天下茶屋	1,763円	10,700円
大阪淀川3	1,744円	49,188円
大阪三国	2,022円	31,130円
大阪鶴見	4,095円	17,041円
住之江	(略)	36,019円
南港	(略)	20,174円
大阪平野	2,802円	19,737円
北平野	1,916円	18,254円
大阪北	4,366円	32,307円
北	3,593円	29,075円
堀川	5,079円	25,776円
豊崎	5,760円	27,751円
高津	3,031円	26,261円
大阪東	2,882円	29,585円
大阪中央ビル	6,010円	51,278円
堺	1,542円	25,753円
大阪石津	1,481円	20,209円
金岡	2,196円	11,301円
鳳	1,668円	29,212円
浜寺	1,740円	37,668円
登美丘	4,543円	26,873円
東北	1,365円	18,096円
深井	1,469円	15,518円
初芝	1,742円	15,313円
南大阪2	1,225円	9,893円
東岸和田	1,850円	17,465円

大阪府

京都南	2,880円	31,372円
嵯峨2	2,575円	16,190円
朱雀	2,657円	18,700円
深草	2,350円	15,799円
京都醍醐	2,047円	10,032円
伏見	3,256円	43,212円
淀	1,168円	7,676円
山科	1,921円	59,550円
京都桂	3,865円	51,265円
大原野	1,231円	9,123円
前田	635円	52,287円
福知山	837円	26,493円
京都舞鶴	941円	45,635円
舞鶴西	446円	61,588円
綾部	708円	61,394円
宇治2	1,607円	23,380円
京都新田	1,435円	17,154円
宮津	280円	24,916円
亀岡	1,437円	39,588円
城陽	1,306円	33,353円
京都西山	5,150円	15,516円
長岡京	2,249円	50,081円
京都八幡	923円	10,913円
山城田辺	1,177円	35,486円
精華2	939円	11,177円
園部	968円	59,605円
岩滝	266円	8,432円
加悦谷	121円	22,167円
峰山	186円	16,738円
丹後大宮	103円	18,659円
網野	305円	29,667円
鞍馬	(略)	20,957円
木幡	1,423円	17,044円
山城木津	1,012円	16,212円
福知山上川口	290円	44,897円
宮前	197円	128,838円
井手	439円	21,075円
山城町	331円	12,293円
山城加茂	772円	92,404円
京都八木	938円	92,138円
丹波町	218円	21,399円
京都弥栄	367円	25,648円
京都吉田別館	4,770円	55,685円
山城大原	123円	33,717円
祇園別館	4,707円	12,915円
八田	75円	21,629円
三和	118円	15,424円
朱雀・桂2	3,865円	30,291円
何北	40円	18,421円
天ノ橋立	(略)	23,683円
和東	92円	25,516円
京北	439円	57,915円
京都美山	378円	22,395円
京都下山	152円	12,815円
京都日吉	259円	12,652円
瑞穂	144円	10,899円
和知	222円	28,545円
夜久野	72円	16,393円
丹後木津	466円	21,044円
丹後町	266円	16,296円
神野	253円	83,884円
久美浜	497円	22,466円
舞鶴八雲2	87円	147,719円
宇治田原	358円	31,903円
舞鶴岡田	(略)	231,079円
京都大江	341円	22,800円
平野	(略)	24,362円
伊根	59円	34,434円
都島	3,392円	44,653円
此花	1,920円	47,914円
大阪新町新	3,944円	24,703円
西	2,819円	20,394円
大阪港	1,821円	32,032円
大阪大正別館	1,563円	19,956円
天王寺	2,470円	16,819円
大阪桜川	1,464円	33,161円
日本橋北館	5,362円	39,787円
西淀川	1,744円	25,022円
東淀川	3,031円	38,547円
東成	3,871円	18,703円
生野	1,517円	45,084円
箕	1,513円	22,661円
大阪旭	2,574円	20,790円
大阪城東	2,308円	19,746円
鳴野	2,273円	48,990円
桑津	2,172円	18,162円
阿倍野	4,043円	37,394円
長尾	4,472円	25,513円
大阪住吉	2,427円	26,876円
天下茶屋	1,714円	25,032円
大阪淀川3	1,819円	44,940円
大阪三国	2,069円	62,099円
大阪鶴見	4,245円	20,608円
住之江	(略)	37,961円
南港	(略)	16,939円
大阪平野	2,804円	18,228円
北平野	1,917円	17,297円
大阪北	5,359円	29,895円
北	3,792円	24,983円
堀川	5,683円	23,035円
豊崎	6,747円	26,730円
高津	3,338円	60,253円
大阪東	3,240円	27,369円
大阪中央ビル	8,286円	48,495円
堺	1,848円	24,131円
大阪石津	1,558円	20,192円
金岡	2,578円	10,223円
鳳	1,666円	31,317円
浜寺	1,741円	37,989円
登美丘	4,544円	28,190円
東北	1,363円	20,146円
深井	1,468円	21,932円
初芝	1,741円	15,675円
南大阪2	1,228円	9,575円
東岸和田	1,819円	22,871円

大阪府

山直	(略)	4,308円
豊中	3,255円	24,234円
服部	2,948円	11,080円
庄内	2,790円	19,937円
池田石橋	2,726円	29,003円
池田別館	3,103円	18,426円
西吹田	2,572円	15,413円
吹田	1,719円	9,495円
千里	2,730円	29,628円
万国博	(略)	26,052円
泉大津	1,453円	23,342円
高槻	2,075円	33,752円
南高槻	1,969円	18,718円
茨木富田	1,134円	12,522円
安岡寺	1,734円	14,465円
上牧	(略)	23,117円
水間	483円	21,596円
大阪守口	1,591円	30,947円
枚方	2,237円	28,602円
枚野	3,337円	11,342円
中宮	1,492円	10,844円
香里丘	1,594円	23,518円
津田	1,747円	17,331円
香里	(略)	26,958円
茨木	1,966円	50,602円
星見	2,265円	20,473円
郡	1,816円	7,381円
平田	(略)	19,774円
八尾	2,350円	22,282円
志紀	1,970円	13,682円
千塚	1,157円	20,583円
泉佐野	983円	22,822円
大阪田尻	523円	26,744円
日根野2	544円	13,253円
富田林	696円	20,348円
金剛	3,144円	6,255円
佐備	851円	18,961円
寝屋川	(略)	22,406円
池田	1,880円	18,379円
河内長野	1,394円	21,689円
三日市町	783円	10,476円
大阪松原	2,042円	34,074円
大阪大東	(略)	22,838円
大阪和泉	1,288円	16,854円
三林	1,089円	6,141円
箕面	3,743円	20,821円
白島	2,255円	14,762円
柏原	1,408円	14,573円
柏原国分	1,138円	16,117円
羽曳野	(略)	17,130円
門真	2,046円	16,446円
大和田	1,313円	11,659円
摂津	(略)	7,934円
淀川鳥飼	1,421円	17,746円
高砂	532円	10,432円
藤井寺	1,442円	18,754円
東大阪	2,425円	21,745円
北布施	2,273円	19,173円
大阪河内	1,817円	52,575円
枚岡	1,955円	12,951円
鴻池	1,511円	9,604円
泉南	760円	8,088円
四条畷	1,714円	21,828円
交野	1,736円	19,309円
大阪狭山	1,864円	14,409円
大阪尾崎	652円	17,380円
山崎	1,483円	12,473円
熊取	(略)	14,514円
大阪岬	468円	19,586円
太子別館	605円	5,194円
美原	780円	7,527円
土佐堀	5,652円	24,780円
北浜RT	6,567円	12,462円
島之内南	4,139円	30,457円
西面	804円	17,818円
大岩	357円	8,444円
寝屋川高宮	1,799円	25,262円
大阪内田	832円	5,943円
箱作	487円	18,026円
豊中吉川	1,417円	27,246円
河南	181円	3,356円
内畑	173円	15,726円
大阪横山	145円	17,534円
多奈川	242円	28,709円
赤阪	250円	30,602円
茨木2	1,966円	13,339円
茨木3	1,966円	13,734円
田尻別館	(略)	22,366円
東能勢	361円	131,335円
野間中	148円	33,087円
能勢	186円	26,724円
淡輪	471円	26,365円
兵庫御影	4,249円	41,281円
御影営業所	4,249円	29,411円
東灘	2,527円	12,861円
灘2	3,202円	8,490円
湊川	2,119円	28,125円
兵庫	1,922円	23,655円
神戸西	1,715円	23,935円
須磨	2,574円	9,704円
妙法寺	2,042円	7,585円
名谷	1,398円	11,264円
舞子	(略)	8,090円
福田	1,423円	10,920円
塩屋	1,880円	7,408円
鈴蘭台	968円	16,902円
有馬	1,032円	11,627円
有馬温泉	766円	32,266円
山田2	638円	15,427円
北神別館	698円	64,405円
神戸港	4,853円	82,217円
葦合	2,426円	15,909円
港島	1,623円	24,772円
兵庫三宮	7,891円	19,955円
神戸中電	2,882円	32,119円

兵庫県

山直	(略)	8,987円
豊中	3,405円	28,705円
服部	3,025円	12,505円
庄内	2,715円	19,224円
池田石橋	2,727円	26,568円
池田別館	3,181円	16,801円
西吹田	2,577円	32,551円
吹田	1,922円	9,337円
千里	2,731円	28,995円
万国博	(略)	29,048円
泉大津	1,456円	22,005円
高槻	2,173円	34,883円
南高槻	2,120円	27,943円
茨木富田	1,135円	55,516円
安岡寺	1,733円	11,973円
上牧	(略)	20,756円
水間	514円	21,254円
大阪守口	1,593円	28,106円
枚方	2,352円	33,652円
枚野	3,338円	22,766円
中宮	1,491円	12,611円
香里丘	1,592円	20,821円
津田	1,744円	15,275円
香里	(略)	23,038円
茨木	2,040円	55,242円
星見	2,419円	18,615円
郡	1,817円	7,145円
平田	(略)	19,055円
八尾	2,204円	18,585円
志紀	1,968円	15,268円
千塚	1,168円	19,896円
泉佐野	848円	31,823円
大阪田尻	526円	46,950円
日根野2	575円	12,442円
富田林	708円	24,125円
金剛	3,184円	6,058円
佐備	914円	16,379円
寝屋川	(略)	24,506円
池田	1,882円	16,868円
河内長野	1,441円	26,309円
三日市町	557円	8,830円
大阪松原	2,041円	41,853円
大阪大東	(略)	20,920円
大阪和泉	1,289円	50,004円
三林	1,062円	5,884円
箕面	3,845円	52,671円
白島	2,036円	13,942円
柏原	1,423円	18,377円
柏原国分	1,159円	19,419円
羽曳野	(略)	16,718円
門真	2,047円	20,437円
大和田	1,213円	11,225円
摂津	(略)	46,752円
淀川鳥飼	1,471円	28,071円
高砂	534円	9,205円
藤井寺	1,518円	25,439円
東大阪	2,426円	20,194円
北布施	2,274円	18,000円
大阪河内	1,816円	40,319円
枚岡	1,803円	13,348円
鴻池	1,661円	9,591円
泉南	712円	7,180円
四条畷	1,863円	19,522円
交野	1,738円	19,098円
大阪狭山	1,667円	14,189円
大阪尾崎	651円	20,538円
山崎	1,454円	11,792円
熊取	(略)	14,813円
大阪岬	452円	17,066円
太子別館	576円	5,165円
美原	750円	7,582円
土佐堀	6,413円	29,128円
北浜RT	6,973円	11,361円
島之内南	4,851円	46,875円
西面	1,011円	15,571円
大岩	359円	7,749円
寝屋川高宮	1,951円	21,781円
大阪内田	836円	10,101円
箱作	483円	26,402円
豊中吉川	1,384円	23,278円
河南	187円	3,674円
内畑	318円	15,085円
大阪横山	143円	19,185円
多奈川	230円	51,969円
赤阪	248円	30,303円
茨木2	2,040円	12,267円
茨木3	2,040円	14,766円
田尻別館	(略)	20,488円
東能勢	358円	139,693円
野間中	143円	50,350円
能勢	184円	33,851円
淡輪	440円	24,544円
兵庫御影	4,702円	38,593円
御影営業所	4,702円	25,754円
東灘	2,477円	13,938円
灘2	3,481円	8,496円
湊川	2,197円	29,533円
兵庫	1,869円	23,881円
神戸西	1,870円	21,499円
須磨	2,497円	12,487円
妙法寺	2,005円	8,063円
名谷	1,400円	9,096円
舞子	(略)	7,422円
福田	1,425円	9,490円
塩屋	1,837円	6,042円
鈴蘭台	972円	31,480円
有馬	1,011円	12,061円
有馬温泉	751円	19,283円
山田2	627円	12,222円
北神別館	697円	59,247円
神戸港	5,981円	74,981円
葦合	3,035円	30,605円
港島	1,643円	21,284円
兵庫三宮	9,018円	21,194円
神戸中電	3,236円	32,581円

兵庫県

岩岡	1,536円	4,074円
神出	109円	16,606円
伊谷	114円	24,366円
押部谷	135円	13,995円
伊川谷	1,077円	14,894円
姫路	1,026円	19,785円
姫路西	1,160円	26,335円
飾磨	686円	16,959円
広畑	678円	9,148円
網干	865円	9,074円
姫路白浜	939円	18,776円
御着	574円	10,269円
飾西	1,002円	9,938円
太市	599円	35,734円
兵庫姫路	947円	21,889円
尼崎	1,745円	35,021円
尼崎西	1,967円	16,913円
尼崎東	2,197円	15,340円
尼崎北	3,259円	13,570円
武庫之荘	2,788円	11,529円
明石2	1,974円	20,543円
大久保	1,745円	20,457円
二見	1,092円	14,160円
明石西	1,163円	10,136円
江井ヶ島	1,029円	18,690円
西宮	2,876円	35,366円
瓦木	3,637円	20,652円
甲子園	3,412円	15,284円
仁川	4,196円	13,132円
夙川	2,558円	8,032円
瓦木南別館	2,327円	46,177円
洲本	467円	26,158円
芦屋別館	4,162円	14,174円
伊丹	2,574円	28,498円
兵庫相生	371円	18,531円
豊岡	622円	28,669円
別府	968円	26,929円
加古川1	1,872円	26,733円
竜野	414円	24,019円
赤穂	529円	16,385円
西脇別館	377円	22,555円
宝塚	1,670円	21,992円
宝塚別館	1,819円	13,087円
三木	483円	14,338円
兵庫富砂	445円	14,942円
兵庫川西	1,571円	40,056円
兵庫小野	619円	9,415円
兵庫三田	(略)	25,237円
加西	666円	15,464円
社	559円	38,867円
播磨八千代	54円	17,250円
福崎	769円	35,420円
播磨山崎	692円	7,755円
日高	118円	10,817円
出石	157円	47,855円
浜坂	182円	14,223円
八鹿	343円	19,808円
和田山	439円	15,496円
丹波柏原	157円	44,766円
水上別館	159円	17,218円
春日	131円	23,070円
兵庫津名	252円	11,166円
緑	261円	27,802円
淡路三原	(略)	8,531円
西神中央	(略)	3,498円
名塩	344円	15,906円
宝塚山本	2,124円	39,974円
清和台	611円	10,373円
猪名川	201円	11,173円
六甲山	136円	25,135円
仁豊野	135円	15,947円
播磨山田	129円	17,024円
谷内	148円	18,351円
林田	385円	20,080円
淡路由良	195円	49,485円
安乎	269円	19,353円
若狹野	123円	17,763円
矢野	114円	18,623円
津屋山	112円	8,292円
志方	(略)	13,037円
平荘	91円	7,093円
宝殿	1,847円	12,408円
国包	56円	15,727円
神岡	179円	25,758円
播西	167円	19,767円
西構	103円	20,806円
坂越	206円	21,695円
有年	191円	41,672円
宝塚西谷	85円	14,471円
口吉川	91円	16,800円
緑ヶ丘	1,358円	5,441円
大塩	695円	33,156円
曾根	986円	12,623円
兵庫山下	1,165円	27,250円
多田	985円	16,960円
青野ヶ原	68円	18,835円
小田	(略)	16,635円
広野	369円	14,727円
相野	92円	61,483円
高平	77円	12,059円
北条賀茂	67円	23,510円
姫路下里	65円	15,735円
在田	260円	13,577円
和泉	60円	18,972円
富合	76円	18,559円
中野	251円	19,010円
滝野	620円	32,477円
稲美	130円	14,465円
母里	25円	13,119円
兵庫市川	364円	33,668円
香寺	774円	23,661円
播保川	650円	14,880円
太子	651円	12,803円
上郡	204円	25,378円
佐用	476円	10,242円

岩岡	1,542円	4,409円
神出	107円	96,631円
伊谷	112円	22,837円
押部谷	132円	13,620円
伊川谷	1,152円	14,344円
姫路	1,101円	18,103円
姫路西	1,191円	36,886円
飾磨	694円	14,949円
広畑	686円	10,800円
網干	835円	23,966円
姫路白浜	922円	18,903円
御着	572円	9,979円
飾西	971円	10,603円
太市	562円	33,043円
兵庫姫路	1,096円	29,063円
尼崎	1,896円	39,811円
尼崎西	1,966円	24,248円
尼崎東	2,196円	18,185円
尼崎北	3,185円	13,149円
武庫之荘	2,787円	10,824円
明石2	1,973円	25,984円
大久保	1,670円	16,363円
二見	1,093円	13,484円
明石西	1,161円	8,577円
江井ヶ島	1,033円	17,323円
西宮	3,028円	31,716円
瓦木	3,867円	26,750円
甲子園	3,565円	14,242円
仁川	4,097円	12,570円
夙川	2,482円	43,599円
瓦木南別館	2,480円	59,086円
洲本	408円	24,056円
芦屋別館	4,163円	13,260円
伊丹	2,653円	28,435円
兵庫相生	349円	17,536円
豊岡	636円	32,349円
別府	969円	28,068円
加古川1	1,513円	24,858円
竜野	407円	24,422円
赤穂	525円	14,482円
西脇別館	376円	21,011円
宝塚	1,709円	22,202円
宝塚別館	1,817円	12,944円
三木	499円	13,978円
兵庫富砂	455円	12,641円
兵庫川西	1,574円	32,338円
兵庫小野	617円	9,522円
兵庫三田	(略)	24,179円
加西	667円	13,234円
社	563円	35,810円
播磨八千代	50円	16,661円
福崎	801円	33,014円
播磨山崎	695円	6,097円
日高	101円	11,714円
出石	150円	46,461円
浜坂	150円	13,239円
八鹿	327円	18,606円
和田山	440円	42,729円
丹波柏原	156円	39,235円
水上別館	156円	14,723円
春日	126円	21,722円
兵庫津名	226円	34,539円
緑	254円	25,654円
淡路三原	(略)	33,943円
西神中央	(略)	3,841円
名塩	336円	13,742円
宝塚山本	2,276円	37,003円
清和台	610円	8,094円
猪名川	193円	9,256円
六甲山	132円	23,610円
仁豊野	125円	15,084円
播磨山田	121円	11,682円
谷内	145円	130,677円
林田	380円	20,716円
淡路由良	181円	26,767円
安乎	262円	17,121円
若狹野	115円	72,139円
矢野	111円	20,662円
津屋山	100円	9,587円
志方	(略)	12,415円
平荘	89円	7,201円
宝殿	1,878円	11,740円
国包	53円	15,846円
神岡	177円	22,303円
播西	162円	18,138円
西構	97円	20,498円
坂越	193円	20,583円
有年	178円	39,181円
宝塚西谷	84円	16,914円
口吉川	87円	19,304円
緑ヶ丘	1,396円	5,012円
大塩	696円	33,618円
曾根	955円	12,725円
兵庫山下	1,166円	25,435円
多田	998円	15,076円
青野ヶ原	66円	17,937円
小田	(略)	16,285円
広野	370円	14,409円
相野	93円	57,460円
高平	74円	12,552円
北条賀茂	63円	22,549円
姫路下里	63円	108,682円
在田	257円	13,336円
和泉	59円	17,902円
富合	74円	17,706円
中野	254円	17,403円
滝野	621円	29,506円
稲美	128円	13,774円
母里	23円	13,148円
兵庫市川	342円	28,507円
香寺	713円	22,208円
播保川	640円	14,737円
太子	653円	14,403円
上郡	180円	98,903円
佐用	441円	8,768円

	大安寺別館	1,516円	51,440円	
	大宇陀	269円	26,730円	
	初瀬	334円	22,314円	
	葛	87円	19,697円	
	菟田野	117円	23,311円	
	御杖	130円	18,361円	
	大柳生	80円	20,964円	
	都那	159円	20,758円	
	室生	172円	16,872円	
和歌山県	和歌山3	860円	24,829円	
	和歌山東	5,822円	29,137円	
	和歌浦別館	(略)	8,230円	
	狐島別館	676円	17,319円	
	海南	438円	36,438円	
	和歌山橋本	476円	27,239円	
	箕島	574円	15,693円	
	御坊	482円	19,919円	
	田辺	655円	49,142円	
	和歌山新宮	403円	30,609円	
	岩出	(略)	21,272円	
	かつらぎ	129円	17,478円	
	湯浅	204円	30,804円	
	和歌山南部	235円	23,202円	
	和歌山白浜	284円	30,404円	
	串本	166円	38,140円	
	京橋別館2	907円	64,870円	
	和歌山山東	(略)	18,292円	
	安原	(略)	37,281円	
	紀伊	575円	18,020円	
	阪井	424円	30,469円	
	紀見	489円	26,052円	
	打田	158円	15,659円	
	粉河	318円	17,339円	
	桃山	(略)	69,979円	
	青志川	173円	32,684円	
	高野口	291円	32,095円	
	太地	226円	30,625円	
	和佐	152円	32,494円	
	三輪崎	440円	28,514円	
	下津	408円	11,069円	
	野上	498円	29,191円	
	那賀	239円	16,321円	
	九度山	240円	64,432円	
	和歌山吉備	572円	26,905円	
	上富田	163円	44,234円	
	那智勝浦	247円	75,100円	
	和歌山加太	360円	39,570円	
	糸我	329円	24,512円	
	名田	408円	16,562円	
	美里	387円	36,253円	
	金屋	724円	19,917円	
	印南	686円	19,807円	
	田辺下里	306円	63,248円	
	宇久井	159円	38,235円	
	本宮	299円	26,351円	
	和歌山由良	140円	24,664円	
	日置川	196円	56,103円	
	富貴	104円	29,386円	
	和歌山清水	376円	33,704円	
	和歌山日高	527円	60,554円	
	南部川	574円	53,676円	
すさみ	305円	30,860円		
古座	238円	29,068円		
中辺路	442円	26,471円		
鳥取県	鳥取寺町2	706円	34,379円	
	鳥取賀露	561円	37,074円	
	鳥取叶	120円	56,204円	
	米子3	357円	26,571円	
	米子巖	334円	14,494円	
	米子河崎	161円	32,316円	
	倉吉	282円	21,744円	
	倉吉上井	519円	34,120円	
	境港	101円	4,740円	
	郡家	178円	23,126円	
	三朝	360円	123,634円	
	岸本	516円	21,289円	
	根雨	246円	21,935円	
	末恒	332円	20,379円	
	米子大篠津	66円	25,123円	
	米子福市	(略)	41,561円	
	倉吉福光	65円	32,561円	
	境港余子	111円	18,263円	
	岩美	(略)	14,789円	
	浜村	72円	31,202円	
	青谷	(略)	41,700円	
	羽合	153円	21,632円	
	倉吉泊	45円	19,111円	
	倉吉松崎	121円	33,294円	
	倉吉北条	102円	16,541円	
	東伯	56円	11,452円	
	西伯	436円	23,132円	
	淀江	122円	56,053円	
	用瀬	35円	16,467円	
	智頭	173円	13,549円	
	鳥取鹿野	74円	13,725円	
	会見	204円	19,129円	
	米子大山	103円	16,648円	
	大山寺	20円	53,636円	
	溝口	(略)	19,026円	
	河原	65円	22,557円	
	由良	98円	23,926円	
	東伯赤碕	97円	21,839円	
	御来屋	168円	23,427円	
	若桜	44円	19,339円	
	生山	127円	50,617円	
	八東	157円	11,226円	
	関金	38円	31,433円	
	倉吉下市	(略)	29,744円	
	鳥根県	松江	396円	38,296円
		松江古江	689円	28,381円
		鳥根浜田	330円	19,417円
		出雲	444円	52,454円
		益田	234円	25,089円
		石見大田	143円	21,658円
		安来	547円	37,280円

	大安寺別館	1,669円	48,372円	
	大宇陀	268円	28,927円	
	初瀬	349円	21,156円	
	葛	80円	35,314円	
	菟田野	118円	22,486円	
	御杖	132円	38,364円	
	大柳生	78円	46,634円	
	都那	163円	44,547円	
	室生	169円	18,473円	
和歌山県	和歌山3	859円	23,636円	
	和歌山東	796円	27,419円	
	和歌浦別館	(略)	10,661円	
	狐島別館	708円	17,685円	
	海南	420円	38,504円	
	和歌山橋本	468円	33,106円	
	箕島	602円	41,284円	
	御坊	452円	14,416円	
	田辺	668円	51,481円	
	和歌山新宮	396円	32,467円	
	岩出	(略)	21,375円	
	かつらぎ	126円	19,491円	
	湯浅	196円	31,726円	
	和歌山南部	212円	34,476円	
	和歌山白浜	291円	28,441円	
	串本	175円	48,863円	
	京橋別館2	960円	44,566円	
	和歌山山東	(略)	26,375円	
	安原	(略)	56,978円	
	紀伊	563円	18,286円	
	阪井	426円	22,166円	
	紀見	475円	21,663円	
	打田	159円	30,100円	
	粉河	311円	12,184円	
	桃山	(略)	57,954円	
	青志川	184円	27,310円	
	高野口	303円	34,876円	
	太地	210円	43,842円	
	和佐	156円	38,501円	
	三輪崎	457円	22,868円	
	下津	394円	8,925円	
	野上	473円	22,302円	
	那賀	241円	15,070円	
	九度山	233円	49,168円	
	和歌山吉備	580円	34,831円	
	上富田	161円	40,692円	
	那智勝浦	225円	109,792円	
	和歌山加太	347円	52,765円	
	糸我	325円	20,199円	
	名田	400円	54,224円	
	美里	384円	33,288円	
	金屋	692円	20,055円	
	印南	667円	41,944円	
	田辺下里	302円	50,570円	
	宇久井	167円	52,238円	
	本宮	293円	43,048円	
	和歌山由良	133円	41,575円	
	日置川	188円	52,697円	
	富貴	107円	26,753円	
	和歌山清水	371円	31,030円	
	和歌山日高	517円	45,624円	
	南部川	551円	50,464円	
すさみ	299円	26,605円		
古座	255円	20,411円		
中辺路	434円	28,353円		
鳥取県	鳥取寺町2	699円	51,657円	
	鳥取賀露	562円	32,942円	
	鳥取叶	118円	50,889円	
	米子3	363円	23,785円	
	米子巖	335円	14,043円	
	米子河崎	165円	28,626円	
	倉吉	284円	35,154円	
	倉吉上井	525円	32,010円	
	境港	130円	5,245円	
	郡家	184円	21,614円	
	三朝	362円	119,312円	
	岸本	515円	19,565円	
	根雨	240円	18,948円	
	末恒	340円	32,507円	
	米子大篠津	67円	24,000円	
	米子福市	(略)	38,419円	
	倉吉福光	64円	26,626円	
	境港余子	108円	21,385円	
	岩美	(略)	12,969円	
	浜村	70円	20,175円	
	青谷	(略)	32,192円	
	羽合	155円	18,557円	
	倉吉泊	47円	21,748円	
	倉吉松崎	124円	28,720円	
	倉吉北条	100円	20,791円	
	東伯	69円	11,193円	
	西伯	437円	20,148円	
	淀江	119円	35,192円	
	用瀬	36円	18,802円	
	智頭	175円	12,204円	
	鳥取鹿野	76円	15,997円	
	会見	199円	18,320円	
	米子大山	104円	15,520円	
	大山寺	18円	47,532円	
	溝口	(略)	18,130円	
	河原	64円	19,111円	
	由良	96円	17,689円	
	東伯赤碕	104円	20,067円	
	御来屋	166円	21,680円	
	若桜	47円	16,334円	
	生山	207円	46,507円	
	八東	156円	8,926円	
	関金	33円	29,315円	
	倉吉下市	(略)	27,219円	
	鳥根県	松江	403円	36,691円
		松江古江	675円	152,015円
		鳥根浜田	331円	16,883円
		出雲	454円	61,867円
		益田	230円	39,266円
		石見大田	154円	28,187円
		安来	523円	39,835円

		230円	31,609円
		343円	15,956円
		263円	21,761円
		651円	35,722円
		(略)	46,123円
		98円	29,624円
		650円	26,753円
		(略)	22,259円
		217円	24,309円
		348円	19,403円
		49円	89,912円
		22円	23,444円
		24円	30,381円
		35円	27,787円
		110円	16,512円
		(略)	22,551円
		102円	19,113円
		39円	21,964円
		476円	36,949円
		(略)	34,087円
		97円	77,966円
		252円	25,787円
		359円	18,789円
		212円	18,363円
		379円	60,712円
		329円	22,372円
		318円	15,950円
		521円	18,222円
		328円	35,177円
		458円	28,172円
		478円	23,640円
		296円	14,037円
		212円	15,499円
		312円	12,995円
		191円	40,512円
		119円	35,888円
		135円	25,497円
		250円	22,798円
		174円	29,004円
		(略)	88,653円
		98円	22,481円
		70円	27,303円
		(略)	109,417円
		183円	23,283円
		247円	23,337円
		274円	22,529円
		226円	18,956円
		114円	22,232円
		263円	19,225円
		220円	15,519円
		247円	14,750円
		152円	19,859円
		219円	14,294円
		468円	30,112円
		283円	40,509円
		(略)	23,803円
		32円	23,608円
		306円	15,193円
		82円	18,354円
		134円	20,027円
岡山県	岡山東	1,300円	43,716円
	岡山南	(略)	16,910円
	岡山西	1,062円	30,497円
	妹尾	651円	10,369円
	岡山今村	1,358円	66,179円
	興除	238円	27,658円
	吉備	851円	31,222円
	三幡2	1,108円	25,042円
	岡山長岡	640円	18,141円
	西大寺	260円	14,690円
	倉敷	523円	27,100円
	児島	390円	20,660円
	水島	658円	23,474円
	玉島	340円	7,800円
	新倉敷	1,021円	15,773円
	茶屋町	532円	17,972円
	倉敷東	572円	13,827円
	倉敷西	(略)	10,024円
	児島琴浦	362円	17,432円
	水島東	515円	24,141円
	津山	301円	20,473円
	津山院庄	251円	9,324円
	玉野	390円	15,992円
	笠岡	517円	19,561円
	笠岡吉浜	388円	25,139円
	笠岡西大島	443円	13,148円
	井原	636円	16,513円
	総社	627円	45,179円
	高梁	437円	30,173円
	新見	552円	31,672円
	備前	188円	12,200円
	岡山瀬戸	515円	8,344円
	邑久	1,018円	22,330円
	早島	720円	8,955円
	吉備高原	177円	48,823円
	美作勝山	290円	11,786円
	久世落合	347円	20,433円
	久世	455円	17,637円
	鏡野	245円	17,148円
	日本原	265円	13,674円
	美作大原	129円	17,484円
	美作	277円	9,661円
	岡山高島	1,172円	30,160円
	甲浦	(略)	31,354円
	野谷	279円	17,345円
	足守	382円	25,754円
	備前一宮	630円	3,470円
	備中高松	369円	28,190円
	西大寺上南	207円	9,655円
	児島郷内	448円	17,035円
	玉島黒崎	213円	27,957円
	玉野西	417円	9,957円
	玉野荘内	627円	24,850円
	灘崎	781円	22,184円
	金光	563円	11,519円

		226円	27,835円
		356円	13,108円
		261円	19,300円
		656円	31,689円
		(略)	40,216円
		100円	25,471円
		641円	23,585円
		(略)	17,023円
		220円	17,784円
		343円	16,353円
		48円	50,502円
		20円	20,128円
		26円	20,029円
		36円	24,459円
		112円	18,488円
		(略)	17,707円
		104円	16,684円
		36円	19,292円
		468円	38,452円
		(略)	30,069円
		96円	67,309円
		259円	23,010円
		358円	14,717円
		211円	15,532円
		380円	51,857円
		321円	14,862円
		313円	15,860円
		529円	94,486円
		330円	29,867円
		460円	24,330円
		480円	20,308円
		290円	16,133円
		211円	14,023円
		305円	11,386円
		188円	35,056円
		121円	37,227円
		136円	20,137円
		252円	20,154円
		175円	20,635円
		(略)	53,312円
		101円	16,467円
		73円	22,713円
		(略)	98,884円
		182円	21,558円
		251円	20,214円
		268円	23,878円
		225円	15,911円
		112円	18,684円
		260円	15,149円
		219円	13,265円
		250円	12,593円
		150円	17,848円
		220円	11,503円
		473円	122,654円
		276円	28,827円
		(略)	24,077円
		33円	17,505円
		301円	12,679円
		60円	15,981円
		133円	20,147円
岡山県	岡山東	1,302円	47,156円
	岡山南	(略)	72,327円
	岡山西	1,084円	27,122円
	妹尾	653円	9,883円
	岡山今村	1,361円	45,534円
	興除	229円	23,571円
	吉備	855円	27,149円
	三幡2	1,109円	21,182円
	岡山長岡	638円	22,293円
	西大寺	263円	16,926円
	倉敷	521円	32,569円
	児島	391円	18,633円
	水島	676円	21,355円
	玉島	337円	7,479円
	新倉敷	1,019円	13,238円
	茶屋町	533円	16,976円
	倉敷東	575円	13,529円
	倉敷西	(略)	8,170円
	児島琴浦	359円	15,093円
	水島東	517円	20,435円
	津山	303円	19,341円
	津山院庄	244円	7,978円
	玉野	386円	15,197円
	笠岡	527円	33,098円
	笠岡吉浜	379円	21,551円
	笠岡西大島	442円	11,240円
	井原	625円	16,298円
	総社	626円	32,643円
	高梁	434円	27,090円
	新見	541円	29,859円
	備前	186円	11,562円
	岡山瀬戸	516円	7,419円
	邑久	1,019円	92,341円
	早島	743円	7,122円
	吉備高原	187円	43,112円
	美作勝山	288円	9,991円
	久世落合	339円	18,010円
	久世	456円	16,817円
	鏡野	238円	15,578円
	日本原	260円	11,560円
	美作大原	125円	19,791円
	美作	268円	7,862円
	岡山高島	1,180円	27,032円
	甲浦	(略)	27,310円
	野谷	271円	15,577円
	足守	379円	21,998円
	備前一宮	631円	3,853円
	備中高松	373円	29,771円
	西大寺上南	206円	7,779円
	児島郷内	454円	14,936円
	玉島黒崎	209円	24,349円
	玉野西	403円	8,838円
	玉野荘内	596円	21,955円
	灘崎	756円	19,738円
	金光	561円	15,122円

鴨方	(略)	18,218円
真備	510円	19,587円
岡山藤田	309円	22,735円
吉備線路2	851円	14,564円
上道	521円	19,734円
児島下津井	265円	24,356円
津山山北	562円	21,371円
津山河辺	262円	34,694円
津山一宮	404円	18,391円
玉野山田	687円	18,936円
玉野八浜	374円	20,047円
総社新本	320円	28,649円
福渡御津	688円	15,805円
福渡	619円	15,459円
山陽	(略)	2,909円
日生	278円	16,024円
和気	141円	38,159円
長船	792円	32,236円
玉島船穂	463円	19,299円
里庄	338円	18,596円
矢掛	303円	10,657円
成羽	206円	24,280円
高梁川上	186円	9,121円
ひるぜん	(略)	27,583円
勝央	282円	7,438円
亀甲	331円	18,500円
福渡旭	95円	18,978円
津山久米	89円	21,527円
櫛	180円	45,260円
井原高屋	300円	12,823円
美星	128円	15,655円
哲西	331円	24,904円
湯原	73円	30,977円
美新	17円	38,061円
津山加茂	280円	23,447円
児島塩生	(略)	24,058円
笠岡北	232円	14,573円
総社豪渓	231円	14,964円
美袋	103円	13,564円
高倉	133円	15,672円
備前香登	(略)	18,357円
備前三石	145円	24,655円
備前伊里	183円	30,071円
加茂川	101円	12,577円
瀬戸万富	606円	26,241円
岡山瀬戸赤坂	476円	25,300円
熊山	258円	10,358円
周匝	557円	14,464円
吉永	344円	38,383円
備前佐伯	166円	16,621円
芳井	70円	14,759円
賀陽	288円	9,952円
備中	80円	17,798円
大佐	124円	13,806円
英田	190円	18,206円
福渡弓削	(略)	15,581円
岡山原	768円	28,066円
西大寺神崎	199円	26,717円
牛窓	824円	11,286円
北房	91円	30,945円
作東	219円	11,182円
牟佐	370円	18,431円
寄島	535円	17,459円
有漢	(略)	14,323円
柵原	292円	34,151円
広島西	2,544円	21,499円
広島南2	3,872円	14,945円
広島中	4,949円	33,585円
広島大州	1,861円	27,538円
宇品	2,618円	19,911円
広島西蟹屋	2,277円	21,765円
仁保	1,761円	31,155円
広島庚午	(略)	17,198円
広島三篠	1,576円	10,060円
安古市	1,501円	22,459円
安芸祇園	1,882円	23,987円
可部	935円	30,745円
高陽	(略)	10,207円
海田	1,885円	41,437円
五日市廿日2	1,350円	14,507円
呉東	1,182円	11,854円
呉吉浦	263円	32,087円
呉天応	430円	24,515円
郷原	368円	14,964円
呉2	1,237円	12,596円
竹原	305円	12,639円
尾道	445円	24,214円
尾道高須	411円	15,749円
尾道美ノ郷	217円	40,543円
尾道東	1,358円	2,915円
因島	174円	9,178円
因島中庄	528円	18,885円
因島重井	247円	17,838円
福山	803円	22,066円
福山東	793円	16,760円
松永	434円	15,974円
新福山	516円	8,673円
福山西	498円	9,477円
福山北	501円	56,302円
福山水呑	447円	28,608円
福山南	534円	11,826円
福山坪生	455円	6,727円
駅家	538円	59,728円
福山加茂	327円	34,797円
福山熊野	198円	28,012円
府中	518円	7,839円
府中本町	448円	8,148円
三次	960円	24,923円
三次塩町	123円	15,743円
庄原	510円	16,885円
東広島	1,010円	24,768円
八本松	238円	38,018円
八本松原	112円	14,122円
廿日市	1,580円	6,314円
五日市地御前	(略)	32,420円

広島県

鴨方	(略)	16,040円
真備	508円	44,153円
岡山藤田	310円	20,173円
吉備線路2	855円	12,231円
上道	527円	17,417円
児島下津井	254円	21,857円
津山山北	565円	18,633円
津山河辺	265円	30,877円
津山一宮	406円	16,556円
玉野山田	672円	15,526円
玉野八浜	367円	16,990円
総社新本	329円	25,183円
福渡御津	685円	14,147円
福渡	601円	13,685円
山陽	(略)	3,335円
日生	275円	18,920円
和気	138円	34,239円
長船	799円	29,144円
玉島船穂	462円	15,876円
里庄	342円	18,675円
矢掛	304円	8,926円
成羽	202円	27,039円
高梁川上	179円	12,319円
ひるぜん	(略)	22,730円
勝央	279円	6,345円
亀甲	347円	15,410円
福渡旭	87円	16,943円
津山久米	86円	22,926円
櫛	179円	50,577円
井原高屋	295円	10,661円
美星	123円	12,067円
哲西	298円	22,224円
湯原	75円	28,329円
美新	13円	27,688円
津山加茂	273円	19,521円
児島塩生	(略)	27,700円
笠岡北	228円	18,410円
総社豪渓	282円	13,526円
美袋	102円	11,620円
高倉	131円	18,992円
備前香登	(略)	15,770円
備前三石	141円	21,062円
備前伊里	180円	26,091円
加茂川	102円	10,303円
瀬戸万富	599円	22,287円
岡山瀬戸赤坂	472円	22,117円
熊山	253円	9,884円
周匝	548円	12,392円
吉永	342円	28,922円
備前佐伯	162円	14,135円
芳井	65円	18,986円
賀陽	279円	13,434円
備中	32円	13,767円
大佐	116円	16,361円
英田	180円	15,661円
福渡弓削	(略)	14,103円
岡山原	760円	24,479円
西大寺神崎	191円	21,630円
牛窓	796円	9,531円
北房	86円	24,691円
作東	211円	8,836円
牟佐	365円	14,662円
寄島	523円	14,303円
有漢	(略)	12,796円
柵原	304円	27,528円
広島西	2,683円	23,439円
広島南2	4,195円	16,736円
広島中	5,396円	31,252円
広島大州	2,007円	30,318円
宇品	2,742円	18,673円
広島西蟹屋	2,395円	20,681円
仁保	1,791円	36,575円
広島庚午	(略)	15,968円
広島三篠	1,690円	9,813円
安古市	1,598円	19,515円
安芸祇園	1,880円	24,072円
可部	960円	28,808円
高陽	(略)	8,413円
海田	1,886円	25,796円
五日市廿日2	1,440円	13,813円
呉東	1,205円	11,002円
呉吉浦	262円	29,419円
呉天応	433円	28,146円
郷原	370円	12,562円
呉2	1,277円	12,248円
竹原	300円	12,443円
尾道	450円	29,346円
尾道高須	417円	13,305円
尾道美ノ郷	213円	36,549円
尾道東	1,343円	3,355円
因島	177円	8,645円
因島中庄	521円	22,383円
因島重井	243円	13,856円
福山	854円	37,982円
福山東	817円	16,659円
松永	452円	13,535円
新福山	534円	15,462円
福山西	463円	9,115円
福山北	336円	48,987円
福山水呑	449円	25,495円
福山南	535円	11,479円
福山坪生	452円	6,648円
駅家	546円	53,535円
福山加茂	322円	41,912円
福山熊野	194円	25,964円
府中	515円	15,635円
府中本町	445円	8,462円
三次	961円	23,360円
三次塩町	124円	14,474円
庄原	492円	14,797円
東広島	1,052円	37,024円
八本松	234円	41,329円
八本松原	113円	13,044円
廿日市	1,579円	6,386円
五日市地御前	(略)	29,608円

広島県

江田島	396円	8,370円
安芸大野1	411円	7,081円
宮島口	(略)	13,083円
安芸吉田	394円	12,683円
黒瀬	203円	51,550円
甲山	180円	26,071円
神辺電話交2	299円	38,560円
神辺御領	121円	11,509円
神辺中条	479円	14,472円
新市	(略)	5,794円
広島中山	748円	19,940円
広島戸坂	1,124円	15,038円
安古市安2	1,258円	18,567円
八木	740円	28,471円
伴	1,088円	71,048円
坂	1,466円	13,418円
福木	707円	12,721円
戸山	287円	14,808円
高陽狩小川	492円	14,318円
白木井原	324円	18,654円
海田畑賀	664円	8,694円
新矢野	1,619円	7,823円
五日廿日寺田	1,162円	9,675円
五日廿日石内	1,051円	13,142円
呉仁方	575円	14,870円
呉焼山	472円	12,952円
大竹	694円	7,077円
志和	53円	30,985円
三永	(略)	16,669円
五日廿日宮内	794円	73,022円
安芸熊野	551円	36,370円
安佐	95円	16,400円
呉誓固屋	531円	17,493円
竹原忠海	263円	14,529円
三原幸崎	758円	21,670円
三原長谷	113円	23,213円
松永藤江	207円	20,874円
福山芦田	207円	34,710円
大竹玖波	353円	16,077円
高屋	703円	35,906円
菅戸	268円	78,019円
菅戸先奥	109円	67,875円
倉橋	363円	24,537円
倉橋室尾	458円	5,514円
安芸佐伯	234円	20,390円
安芸佐伯友和	160円	14,524円
能美	679円	26,774円
大柿	248円	12,299円
八千代	434円	17,911円
甲田	(略)	8,720円
東広島福富	138円	19,377円
東広島豊栄	(略)	25,968円
甲山大和	112円	12,708円
東広島河内	89円	29,147円
河内河戸	101円	17,120円
本郷	431円	11,688円
安芸津	283円	17,044円
安浦	165円	44,624円
呉川尻	295円	16,726円
瀬戸田	234円	19,004円
久井	171円	9,617円
尾道向島	1,267円	5,839円
東城	418円	9,929円
尾道三原2	991円	16,806円
宮島	530円	12,666円
御調	109円	74,270円
安佐久地	496円	9,567円
安佐後山	405円	14,324円
可部三入	310円	17,786円
瀬野川	921円	19,563円
瀬野	448円	35,150円
竹原荘野	330円	7,516円
鞆	372円	18,198円
松永本郷	260円	11,293円
庄原山内	60円	17,795円
造賀	74円	11,879円
砂谷	42円	58,344円
沖美	309円	26,026円
加計	243円	13,940円
戸河内	109円	27,610円
大朝	(略)	34,019円
広島千代田	288円	51,312円
豊平	201円	15,366円
都志見	149円	9,326円
高宮	121円	25,082円
福山内海	299円	8,206円
沼隈	(略)	12,305円
沼隈山南	(略)	24,655円
吉舎	83円	9,412円
三良坂	177円	10,352円
郷田	139円	13,413円
新向原	450円	113,741円
芸北	83円	19,531円
比和	100円	25,413円
木江白水	431円	24,559円
広島似島	76円	15,769円
三原木原	260円	19,485円
浦崎	288円	24,659円
坂小屋浦	785円	16,500円
下浦刈	340円	14,003円
湯来	68円	13,515円
木江大崎	349円	22,872円
木江	364円	8,998円
東城三和	222円	27,644円
上下	183円	38,406円
三次三和	97円	19,720円
下関東	355円	17,900円
下関北	356円	63,324円
下関中	271円	24,232円
下関西	262円	12,690円
下関王司	467円	20,327円
下関勝山	(略)	48,413円
宇部3	287円	23,697円
宇部	287円	40,309円
宇部西	396円	22,472円

山口県

江田島	371円	9,073円
安芸大野1	407円	6,030円
宮島口	(略)	12,406円
安芸吉田	408円	11,232円
黒瀬	205円	46,843円
甲山	182円	26,462円
神辺電話交2	297円	35,510円
神辺御領	118円	10,566円
神辺中条	473円	13,796円
新市	(略)	5,797円
広島中山	751円	17,140円
広島戸坂	1,125円	12,897円
安古市安2	1,339円	16,139円
八木	759円	26,232円
伴	1,140円	50,365円
坂	1,429円	11,058円
福木	626円	15,725円
戸山	254円	16,984円
高陽狩小川	474円	17,269円
白木井原	319円	17,272円
海田畑賀	666円	8,476円
新矢野	1,705円	6,112円
五日廿日寺田	1,161円	9,332円
五日廿日石内	1,053円	10,906円
呉仁方	560円	13,552円
呉焼山	461円	11,017円
大竹	698円	6,797円
志和	54円	28,098円
三永	(略)	14,829円
五日廿日宮内	776円	44,183円
安芸熊野	555円	33,182円
安佐	92円	15,190円
呉誓固屋	537円	16,256円
竹原忠海	256円	12,990円
三原幸崎	723円	25,126円
三原長谷	110円	21,592円
松永藤江	209円	22,550円
福山芦田	206円	29,839円
大竹玖波	352円	14,576円
高屋	705円	45,471円
菅戸	277円	74,059円
菅戸先奥	108円	62,202円
倉橋	355円	23,414円
倉橋室尾	441円	3,998円
安芸佐伯	211円	17,124円
安芸佐伯友和	144円	11,726円
能美	655円	23,951円
大柿	236円	10,514円
八千代	428円	14,358円
甲田	(略)	12,320円
東広島福富	135円	17,862円
東広島豊栄	(略)	24,128円
甲山大和	108円	11,477円
東広島河内	83円	23,692円
河内河戸	97円	14,714円
本郷	430円	10,803円
安芸津	284円	19,942円
安浦	166円	40,810円
呉川尻	292円	16,049円
瀬戸田	220円	20,894円
久井	161円	8,825円
尾道向島	1,277円	6,675円
東城	395円	10,066円
尾道三原2	984円	14,306円
宮島	537円	9,439円
御調	103円	68,193円
安佐久地	483円	15,542円
安佐後山	368円	16,042円
可部三入	315円	15,391円
瀬野川	924円	17,909円
瀬野	452円	31,575円
竹原荘野	319円	11,741円
鞆	371円	15,178円
松永本郷	258円	16,710円
庄原山内	63円	16,582円
造賀	73円	15,884円
砂谷	38円	52,755円
沖美	299円	22,346円
加計	246円	13,861円
戸河内	191円	28,434円
大朝	(略)	31,553円
広島千代田	285円	68,206円
豊平	189円	14,792円
都志見	146円	13,506円
高宮	122円	20,569円
福山内海	288円	6,409円
沼隈	(略)	13,592円
沼隈山南	(略)	17,890円
吉舎	86円	8,227円
三良坂	182円	13,961円
郷田	141円	10,474円
新向原	427円	103,494円
芸北	99円	18,219円
比和	95円	21,902円
木江白水	439円	22,765円
広島似島	73円	13,652円
三原木原	275円	18,023円
浦崎	279円	28,624円
坂小屋浦	627円	14,366円
下浦刈	336円	11,647円
湯来	66円	18,680円
木江大崎	361円	27,491円
木江	358円	7,369円
東城三和	223円	141,056円
上下	178円	32,703円
三次三和	94円	18,825円
下関東	358円	16,680円
下関北	577円	61,279円
下関中	272円	22,864円
下関西	258円	11,963円
下関王司	477円	18,084円
下関勝山	(略)	48,062円
宇部3	278円	23,996円
宇部	278円	36,028円
宇部西	397円	26,756円

山口県

	桑野	471円	10,886円
	阿波福井	288円	11,797円
	新野	386円	9,045円
	阿波椿	235円	15,636円
	阿波一宮	(略)	4,952円
	羽ノ浦	450円	9,160円
	丹生谷	365円	11,394円
	阿波海南	397円	6,778円
	阿波吉野	366円	10,525円
	土成	413円	9,219円
	市場	330円	8,652円
	阿波川島	438円	2,062円
	美馬	108円	8,849円
	真光	267円	5,719円
	三野	274円	11,290円
	阿波三好	228円	8,965円
	三縄	366円	7,017円
	阿波井川	531円	7,994円
	三加茂	151円	22,995円
	牟岐	378円	54,344円
	阿波勝浦	148円	16,604円
	日和佐	227円	8,074円
	阿波半田	67円	9,054円
	穴吹	34円	14,719円
	山城	20円	16,981円
	阿波神山	70円	5,455円
	阿波広野	51円	7,839円
香川県	讃岐三条	(略)	30,135円
	高松北2	399円	14,320円
	屋島	493円	11,289円
	香西	927円	10,914円
	円座2	603円	24,123円
	讃岐前田	283円	12,189円
	讃岐川島	312円	26,069円
	西植田	(略)	26,441円
	新仏生山	526円	25,234円
	丸亀	370円	9,508円
	讃岐郡家	630円	4,673円
	坂出	278円	14,436円
	讃岐加茂	329円	25,494円
	讃岐林田	276円	4,389円
	善通寺	469円	31,447円
	観音寺	(略)	18,274円
	引田	291円	30,833円
	三本松	(略)	18,308円
	讃岐津田	157円	15,095円
	讃岐大川	219円	11,299円
	志度	249円	23,597円
	長尾	411円	12,744円
	内海	305円	13,630円
	土庄	426円	10,923円
	讃岐三木	332円	17,039円
	讃岐牟礼	397円	10,250円
	香川	416円	26,455円
	綾南	471円	34,410円
	讃岐国分寺	331円	21,829円
	宇多津	419円	30,962円
	琴平	383円	16,861円
	多度津	(略)	18,813円
	讃岐高瀬	313円	22,476円
	讃岐豊浜	261円	27,094円
	本島	107円	63,542円
	与島	(略)	10,470円
	木之郷	427円	15,601円
	伊吹	(略)	9,082円
	鴨部	198円	23,985円
	庵治	228円	27,624円
	綾上	380円	26,074円
	讃岐昭和	349円	26,887円
	綾歌	267円	9,319円
	讃岐飯山	367円	12,669円
	讃岐吉野	(略)	5,424円
	大野原	394円	8,565円
	讃岐豊中	272円	16,240円
	仁尾	193円	22,995円
	三本松2	(略)	7,546円
	山本	322円	8,919円
	讃岐神山	129円	27,419円
	塩江	(略)	9,215円
	麻二宮	243円	25,814円
	詫間	241円	38,462円
	財田	265円	16,396円
	高松	550円	55,653円
	讃岐池田	489円	34,298円
愛媛県	西須賀	654円	4,394円
	吉田浜	754円	4,375円
	堀江	448円	2,698円
	伊予石井2	(略)	24,407円
	久谷	817円	6,881円
	新久米	1,008円	29,619円
	山越本	728円	35,118円
	松山3	1,464円	28,101円
	今治	339円	27,573円
	伊予桜井2	729円	9,641円
	宇和島	538円	10,766円
	八幡浜	(略)	7,506円
	新居浜3	558円	13,097円
	泉川	361円	4,827円
	多喜浜	344円	7,176円
	伊予西条	624円	7,097円
	大洲	(略)	8,705円
	新谷	326円	10,387円
	川之江	686円	11,540円
	伊予三島西	(略)	7,968円
	伊予2	542円	35,247円
	伊予北条	515円	44,083円
	壬生川2	337円	11,399円
	伊予土居	(略)	30,458円
	大西	834円	30,332円
	重信	988円	12,204円
	松前2	880円	8,201円
	砥部	1,485円	8,821円
	宇和	(略)	7,414円
	広見	255円	28,137円
	御荘2	119円	5,652円

	桑野	459円	10,426円
	阿波福井	277円	11,076円
	新野	375円	8,517円
	阿波椿	237円	15,658円
	阿波一宮	(略)	4,782円
	羽ノ浦	449円	8,977円
	丹生谷	382円	54,955円
	阿波海南	392円	7,155円
	阿波吉野	350円	9,217円
	土成	403円	8,702円
	市場	326円	8,029円
	阿波川島	446円	2,918円
	美馬	102円	9,220円
	真光	270円	5,971円
	三野	270円	10,568円
	阿波三好	227円	9,071円
	三縄	346円	6,901円
	阿波井川	495円	7,901円
	三加茂	144円	20,822円
	牟岐	363円	36,559円
	阿波勝浦	136円	16,551円
	日和佐	222円	8,392円
	阿波半田	68円	9,078円
	穴吹	33円	14,253円
	山城	19円	16,127円
	阿波神山	69円	5,041円
	阿波広野	49円	8,322円
香川県	讃岐三条	(略)	31,316円
	高松北2	396円	13,540円
	屋島	503円	25,632円
	香西	916円	9,256円
	円座2	615円	22,680円
	讃岐前田	279円	11,761円
	讃岐川島	309円	24,680円
	西植田	(略)	24,125円
	新仏生山	528円	22,369円
	丸亀	383円	46,633円
	讃岐郡家	633円	4,745円
	坂出	282円	42,973円
	讃岐加茂	339円	23,245円
	讃岐林田	270円	4,208円
	善通寺	475円	26,468円
	観音寺	(略)	15,367円
	引田	287円	29,048円
	三本松	(略)	21,044円
	讃岐津田	158円	14,030円
	讃岐大川	217円	10,529円
	志度	255円	21,383円
	長尾	409円	11,380円
	内海	294円	12,340円
	土庄	424円	9,111円
	讃岐三木	336円	16,534円
	讃岐牟礼	399円	10,158円
	香川	412円	25,010円
	綾南	475円	32,530円
	讃岐国分寺	337円	19,774円
	宇多津	410円	28,621円
	琴平	384円	15,922円
	多度津	(略)	17,807円
	讃岐高瀬	317円	67,397円
	讃岐豊浜	259円	25,895円
	本島	109円	38,615円
	与島	(略)	8,522円
	木之郷	431円	15,093円
	伊吹	(略)	7,951円
	鴨部	194円	21,900円
	庵治	231円	25,696円
	綾上	373円	23,603円
	讃岐昭和	299円	24,451円
	綾歌	266円	8,988円
	讃岐飯山	358円	11,658円
	讃岐吉野	(略)	5,330円
	大野原	397円	8,194円
	讃岐豊中	266円	14,570円
	仁尾	197円	19,826円
	三本松2	(略)	6,259円
	山本	320円	8,667円
	讃岐神山	130円	25,098円
	塩江	(略)	9,073円
	麻二宮	240円	23,437円
	詫間	247円	32,995円
	財田	262円	15,164円
	高松	551円	90,921円
	讃岐池田	470円	32,252円
愛媛県	西須賀	632円	55,599円
	吉田浜	763円	4,287円
	堀江	440円	2,222円
	伊予石井2	(略)	22,726円
	久谷	822円	6,674円
	新久米	1,000円	26,129円
	山越本	715円	26,725円
	松山3	1,516円	30,128円
	今治	340円	54,913円
	伊予桜井2	702円	7,989円
	宇和島	539円	35,422円
	八幡浜	(略)	31,868円
	新居浜3	544円	20,154円
	泉川	355円	4,929円
	多喜浜	341円	7,319円
	伊予西条	622円	6,933円
	大洲	(略)	8,718円
	新谷	337円	9,870円
	川之江	682円	42,086円
	伊予三島西	(略)	20,202円
	伊予2	523円	33,289円
	伊予北条	508円	24,011円
	壬生川2	336円	8,902円
	伊予土居	(略)	28,539円
	大西	819円	28,311円
	重信	1,008円	11,544円
	松前2	870円	7,691円
	砥部	1,488円	8,303円
	宇和	(略)	7,232円
	広見	253円	26,666円
	御荘2	120円	42,230円

和白	1,349円	14,085円
博多	10,914円	21,200円
土居町	1,794円	32,187円
福岡南	1,436円	20,781円
福岡中央2	23,779円	25,596円
福岡平尾	2,685円	22,703円
筑紫ヶ丘	1,820円	11,511円
屋形原	762円	10,129円
姪浜	1,865円	13,282円
金武	1,887円	9,707円
今宿2	1,536円	11,107円
七隈	2,048円	15,049円
福岡西新	(略)	22,050円
大牟田	292円	10,458円
久留米	532円	23,104円
荒木	507円	8,853円
御井町	(略)	23,116円
久留米上津	775円	12,500円
久留米2	(略)	13,071円
直方2	209円	16,886円
飯塚3	278円	9,156円
田川	265円	10,921円
福岡山田	(略)	22,092円
甘木	461円	17,895円
八女	(略)	11,678円
筑後	338円	17,310円
福岡大川	637円	16,919円
行橋2	312円	22,970円
中間	234円	13,079円
福岡小郡	607円	19,792円
二日市	725円	15,936円
二日市原田	672円	6,572円
福岡南大野	1,693円	12,068円
乙金	1,406円	12,646円
宗像	448円	4,644円
日の里	1,265円	8,583円
前原営業所	372円	27,921円
宇美	660円	12,445円
志免	1,123円	5,922円
古賀新宮	756円	20,196円
古賀	686円	10,858円
長者原	2,328円	19,237円
福岡	330円	25,189円
福岡芦屋	337円	9,725円
折尾水巻	315円	11,085円
折尾海老津	323円	10,170円
直方鞍手	164円	9,807円
田主丸	281円	9,069円
瀬高	366円	12,792円
柳川	262円	12,536円
苅田	728円	9,063円
行橋屋川	285円	29,035円
行橋豊津	380円	17,217円
門司黒川	396円	17,589円
若松小島	(略)	24,218円
西谷石原	98円	29,945円
多々良	768円	13,250円
早良内野	564円	28,772円
倉永	(略)	17,686円
善導寺	238円	20,578円
福岡三国	349円	12,528円
篠栗	691円	36,711円
久山	577円	17,236円
折尾遠賀川	409円	24,764円
柳川大和	261円	16,625円
江浦	268円	14,665円
西戸崎	452円	16,434円
北崎	889円	13,956円
直方小竹	174円	24,486円
直方宮田	260円	11,053円
福築	271円	21,633円
前原志摩	698円	17,174円
田主丸吉井	341円	13,943円
大刀洗	117円	8,970円
広川	265円	39,348円
豊前	(略)	9,505円
津屋崎	339円	14,656円
宗像玄海	268円	12,178円
直方若宮	88円	17,074円
飯塚桂川	195円	37,484円
飯塚碓井	92円	25,886円
飯塚大隈	358円	36,147円
飯塚筑穂	(略)	25,384円
飯塚庄内	(略)	14,663円
杷木	405円	9,633円
甘木朝倉	198円	13,222円
夜須	260円	26,421円
二丈	362円	20,246円
福吉	(略)	18,645円
芥屋	179円	15,405円
浮羽	(略)	19,131円
久留米北野	755円	18,645円
大木	502円	87,732円
三瀬	(略)	8,636円
黒木	223円	36,922円
瀬高山川	316円	6,690円
田川香春	334円	20,134円
田川添田	207円	20,229円
田川金田	321円	8,880円
田川糸田	344円	22,225円
田川豊前川崎	240円	7,213円
田川赤池	176円	15,377円
田川大任	299円	33,195円
田川油須原	227円	31,036円
友枝	196円	16,013円
直方東	(略)	29,533円
福岡大川2	637円	3,967円
那珂川別	452円	11,888円
若宮吉川	42円	24,126円
城島	449円	7,091円
行橋勝山	478円	26,788円
行橋築城	354円	22,995円
上藤	332円	18,515円
光友	124円	43,631円
星野	(略)	13,739円

和白	1,456円	22,482円
博多	10,915円	18,555円
土居町	2,210円	30,490円
福岡南	1,666円	18,132円
福岡中央2	26,409円	25,584円
福岡平尾	2,688円	21,176円
筑紫ヶ丘	1,819円	10,744円
屋形原	760円	8,049円
姪浜	1,867円	14,339円
金武	1,886円	9,745円
今宿2	1,537円	9,846円
七隈	2,126円	14,213円
福岡西新	(略)	18,447円
大牟田	298円	10,084円
久留米	569円	21,055円
荒木	502円	8,448円
御井町	(略)	20,754円
久留米上津	773円	10,527円
久留米2	(略)	18,855円
直方2	212円	19,177円
飯塚3	276円	7,967円
田川	277円	13,160円
福岡山田	(略)	15,470円
甘木	457円	20,496円
八女	(略)	13,263円
筑後	337円	15,850円
福岡大川	1,026円	15,012円
行橋2	311円	19,674円
中間	236円	12,566円
福岡小郡	613円	17,470円
二日市	724円	13,626円
二日市原田	675円	5,645円
福岡南大野	1,695円	15,257円
乙金	1,407円	11,108円
宗像	446円	4,944円
日の里	1,271円	7,294円
前原営業所	370円	18,548円
宇美	659円	10,689円
志免	1,289円	6,865円
古賀新宮	684円	17,513円
古賀	683円	15,295円
長者原	2,324円	18,531円
福岡	429円	25,369円
福岡芦屋	331円	9,546円
折尾水巻	319円	8,921円
折尾海老津	324円	8,402円
直方鞍手	161円	8,755円
田主丸	287円	9,131円
瀬高	379円	13,812円
柳川	270円	11,896円
苅田	696円	8,857円
行橋屋川	287円	38,013円
行橋豊津	374円	28,828円
門司黒川	393円	16,014円
若松小島	(略)	22,252円
西谷石原	99円	26,428円
多々良	771円	13,223円
早良内野	569円	26,895円
倉永	(略)	31,794円
善導寺	236円	20,674円
福岡三国	347円	12,681円
篠栗	689円	33,767円
久山	579円	16,567円
折尾遠賀川	413円	23,363円
柳川大和	258円	28,409円
江浦	272円	29,514円
西戸崎	451円	15,654円
北崎	883円	13,633円
直方小竹	171円	23,029円
直方宮田	256円	9,413円
福築	270円	21,980円
前原志摩	699円	15,760円
田主丸吉井	342円	14,110円
大刀洗	115円	10,085円
広川	268円	23,046円
豊前	(略)	8,704円
津屋崎	338円	14,008円
宗像玄海	260円	11,536円
直方若宮	91円	15,693円
飯塚桂川	196円	23,492円
飯塚碓井	99円	40,880円
飯塚大隈	341円	34,791円
飯塚筑穂	(略)	24,019円
飯塚庄内	(略)	13,628円
杷木	399円	11,053円
甘木朝倉	206円	13,506円
夜須	263円	26,333円
二丈	368円	19,205円
福吉	(略)	10,753円
芥屋	185円	13,365円
浮羽	(略)	19,741円
久留米北野	761円	18,971円
大木	503円	86,840円
三瀬	(略)	10,605円
黒木	218円	26,514円
瀬高山川	317円	25,145円
田川香春	328円	13,779円
田川添田	200円	18,811円
田川金田	317円	8,695円
田川糸田	343円	20,806円
田川豊前川崎	243円	5,776円
田川赤池	177円	14,367円
田川大任	296円	26,711円
田川油須原	223円	24,535円
友枝	189円	14,722円
直方東	(略)	28,039円
福岡大川2	1,026円	3,848円
那珂川別	454円	9,706円
若宮吉川	41円	18,360円
城島	453円	6,642円
行橋勝山	483円	24,749円
行橋築城	341円	15,827円
上藤	325円	19,001円
光友	123円	83,353円
星野	(略)	14,925円

	五和	(略)	22,571円
	玉名大浜	(略)	17,429円
大分県	大分	1,812円	37,568円
	鶴崎	262円	20,087円
	大分東	729円	19,664円
	大分滝尾	301円	22,624円
	大分大道	851円	26,360円
	大分市外	654円	23,039円
	大分別府	409円	17,887円
	別府北	473円	10,160円
	如水	65円	17,193円
	新中津	327円	17,081円
	日田三本松	271円	30,970円
	佐伯	467円	32,097円
	臼杵	304円	24,241円
	津久見	(略)	26,937円
	大分竹田	(略)	13,397円
	豊後高田	174円	27,649円
	梓築別館	222円	25,892円
	大分宇佐	(略)	19,175円
	国東	242円	17,292円
	日出	(略)	10,491円
	由布院	488円	31,860円
	大分三重	190円	16,772円
	玖珠	451円	17,014円
	大分種田	623円	10,964円
	大分中津	190円	43,770円
	大分戸次	537円	38,323円
	鶴崎松岡	359円	24,369円
	長洲	248円	23,509円
	豊後高田原	(略)	10,742円
	大分資楽	653円	27,454円
	坂ノ市別館	366円	22,333円
	海崎	75円	10,912円
	保戸島	31円	55,622円
	宇佐八幡	211円	10,743円
	山香	253円	11,388円
	大分挾間	279円	18,839円
	大分庄内	215円	34,329円
	佐賀関	114円	20,069円
	幸崎	144円	48,267円
	佐伯弥生	433円	35,640円
	野津	273円	40,311円
	緒方	138円	16,833円
	三重大野	232円	19,190円
	三重千歳	42円	12,307円
	天ヶ瀬	463円	46,726円
	三光	(略)	12,452円
	大分野津原	299円	22,559円
	直川	163円	57,622円
	本那馬漢	253円	47,612円
	院内	(略)	24,971円
	安心院	(略)	10,403円
	真玉	(略)	19,859円
	国東国見	(略)	30,082円
	国東富来	(略)	16,826円
	佐伯鶴見	312円	19,316円
	竹田萩	64円	14,618円
	日田大山	371円	84,561円
大分犬飼	217円	30,770円	
大分吉野	(略)	15,530円	
安岐	139円	9,792円	
武蔵	294円	14,052円	
宇目	159円	13,629円	
蒲江	128円	10,596円	
耶馬溪下郷	173円	43,275円	
山国	99円	46,969円	
香々地	46円	19,020円	
三重清川	32円	28,614円	
久住	223円	10,914円	
恵良	204円	21,353円	
津江	145円	21,206円	
耶馬溪	197円	30,298円	
合河	134円	22,237円	
宮崎県	生目	(略)	17,329円
	宮崎大淀	584円	22,188円
	木花	651円	19,358円
	都城	446円	25,873円
	都城荘内	63円	10,548円
	沖水	(略)	39,319円
	都城中郷	69円	21,365円
	土々呂	439円	16,529円
	延岡市外	436円	18,752円
	日南	189円	20,053円
	宮崎小林	257円	17,622円
	日向別館	203円	36,215円
	西都	300円	19,607円
	高城	184円	30,411円
	宮崎住吉	499円	12,727円
	柳瀬	260円	40,106円
	宮崎本郷	421円	21,419円
	志和池	70円	22,696円
	大堂津	139円	53,941円
	鉄肥	(略)	20,333円
	西小林	129円	18,310円
	串間	271円	33,362円
	三財	225円	14,972円
	えびの営機械	155円	19,578円
	飯野駅前	145円	14,667円
	清武	402円	27,354円
	宮崎田野	190円	19,984円
	佐土原	277円	17,924円
	西佐土原	204円	15,670円
	日南北郷	287円	19,782円
	日南南郷	205円	22,090円
	三股	177円	18,967円
	都城高崎	89円	12,000円
	高原	156円	30,921円
	小林野尻	197円	12,642円
	紙屋	73円	21,157円
	宮崎高岡	163円	12,023円
	国富	(略)	14,952円
	綾	(略)	26,800円
	高鍋営業所1	235円	16,072円
	新富	(略)	14,077円

	五和	(略)	21,881円
	玉名大浜	(略)	18,396円
大分県	大分	1,809円	37,934円
	鶴崎	266円	39,985円
	大分東	730円	32,059円
	大分滝尾	303円	31,805円
	大分大道	849円	33,074円
	大分市外	553円	23,092円
	大分別府	431円	15,626円
	別府北	471円	9,063円
	如水	61円	15,349円
	新中津	341円	16,898円
	日田三本松	273円	33,669円
	佐伯	457円	28,890円
	臼杵	307円	23,433円
	津久見	(略)	17,191円
	大分竹田	(略)	29,140円
	豊後高田	172円	28,225円
	梓築別館	224円	37,048円
	大分宇佐	(略)	33,111円
	国東	181円	33,617円
	日出	(略)	9,392円
	由布院	501円	42,555円
	大分三重	191円	13,865円
	玖珠	452円	17,102円
	大分種田	625円	9,039円
	大分中津	228円	44,050円
	大分戸次	543円	40,413円
	鶴崎松岡	360円	22,405円
	長洲	244円	20,313円
	豊後高田原	(略)	12,074円
	大分資楽	663円	24,608円
	坂ノ市別館	369円	19,632円
	海崎	73円	12,232円
	保戸島	50円	49,452円
	宇佐八幡	213円	11,463円
	山香	240円	10,186円
	大分挾間	277円	16,769円
	大分庄内	218円	20,602円
	佐賀関	117円	19,621円
	幸崎	142円	30,060円
	佐伯弥生	424円	28,169円
	野津	279円	38,177円
	緒方	139円	15,471円
	三重大野	223円	19,318円
	三重千歳	43円	29,759円
	天ヶ瀬	439円	44,468円
	三光	(略)	30,675円
	大分野津原	297円	20,637円
	直川	166円	57,959円
	本那馬漢	254円	26,723円
	院内	(略)	22,757円
	安心院	(略)	9,283円
	真玉	(略)	18,344円
	国東国見	(略)	27,200円
	国東富来	(略)	15,274円
	佐伯鶴見	307円	17,544円
	竹田萩	67円	13,892円
	日田大山	369円	82,330円
大分犬飼	218円	19,895円	
大分吉野	(略)	14,823円	
安岐	142円	36,365円	
武蔵	293円	15,013円	
宇目	156円	14,199円	
蒲江	124円	37,941円	
耶馬溪下郷	175円	41,611円	
山国	101円	59,204円	
香々地	47円	17,149円	
三重清川	34円	21,661円	
久住	220円	12,316円	
恵良	200円	20,088円	
津江	143円	19,126円	
耶馬溪	203円	30,549円	
合河	131円	38,776円	
宮崎県	生目	(略)	33,601円
	宮崎大淀	585円	19,189円
	木花	653円	17,836円
	都城	447円	24,075円
	都城荘内	57円	11,891円
	沖水	(略)	25,242円
	都城中郷	73円	20,912円
	土々呂	442円	15,055円
	延岡市外	430円	17,733円
	日南	190円	18,300円
	宮崎小林	250円	19,491円
	日向別館	204円	32,276円
	西都	315円	17,439円
	高城	176円	30,555円
	宮崎住吉	500円	14,023円
	柳瀬	264円	36,622円
	宮崎本郷	424円	21,432円
	志和池	68円	21,531円
	大堂津	138円	35,790円
	鉄肥	(略)	18,681円
	西小林	127円	17,282円
	串間	288円	25,607円
	三財	226円	13,905円
	えびの営機械	154円	17,820円
	飯野駅前	142円	27,272円
	清武	495円	27,007円
	宮崎田野	187円	15,436円
	佐土原	275円	17,799円
	西佐土原	200円	14,731円
	日南北郷	279円	17,893円
	日南南郷	191円	36,108円
	三股	180円	20,373円
	都城高崎	103円	10,927円
	高原	150円	29,466円
	小林野尻	198円	13,259円
	紙屋	71円	21,343円
	宮崎高岡	164円	19,500円
	国富	(略)	15,486円
	綾	(略)	45,402円
	高鍋営業所1	239円	13,676円
	新富	(略)	14,339円

	木城	258円	18,030円
	川南	(略)	32,552円
	都農	153円	31,234円
	門川	269円	14,005円
	大東	58円	15,577円
	都城山田	(略)	18,689円
	高千穂別館	127円	27,628円
	都城高野	58円	25,324円
	美々津	219円	19,847円
	岩脇	(略)	16,006円
	真幸	174円	23,922円
	山陰	(略)	17,295円
	神門	152円	15,294円
	日向西郷	80円	15,543円
	宇納間	26円	14,401円
	曾木	97円	15,112円
	北川	(略)	26,019円
	延岡北浦	280円	19,658円
	宮崎東	712円	34,790円
	青島	217円	40,074円
	都城山之口	136円	14,061円
	日之影	99円	13,341円
	五ヶ瀬	161円	6,828円
	宮崎内海	211円	19,025円
	諸塚	96円	18,337円
	都井	127円	17,122円
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,707円	21,744円
	谷山	1,064円	21,037円
	伊敷	983円	20,510円
	原良	2,831円	15,704円
	広木	2,360円	19,971円
	坂之上	1,165円	10,320円
	鹿児島川内	588円	25,486円
	鹿屋	166円	25,703円
	枕崎	197円	16,968円
	名瀬	699円	17,418円
	出水	153円	9,783円
	指宿	303円	25,137円
	加世田	145円	13,121円
	国分	497円	20,745円
	種子島	99円	21,541円
	加治木	467円	14,495円
	帖佐	347円	27,971円
	丸尾	102円	18,093円
	志布志	81円	11,708円
	屋久島	76円	16,235円
	徳之島	181円	30,943円
	鹿児島吉野	349円	10,605円
	鹿児島春日	1,597円	15,436円
	鹿児島大口	236円	16,750円
	隼人	376円	49,282円
	河頭	81円	19,470円
	高須	42円	20,644円
	大始良	61円	18,387円
	鹿屋南	20円	13,514円
	串木野	171円	16,395円
	阿久根	182円	17,312円
	米之津	80円	21,812円
	宮ヶ浜	63円	11,387円
	鹿児島垂水	112円	23,494円
	指宿山川	(略)	37,921円
	開聞	(略)	18,167円
	知覧	(略)	15,516円
	知覧瀬世	(略)	12,590円
	加世田川辺	(略)	22,078円
	市来	172円	13,789円
	東市来	144円	21,558円
	伊集院	278円	13,069円
	松元	141円	24,345円
	伊集院郡山	239円	19,673円
	金峰	127円	11,521円
	入来	24円	36,011円
	宮之城	91円	35,908円
	高尾野	82円	15,525円
	菱刈	63円	11,298円
	蒲生	93円	14,954円
	十三塚原	52円	14,709円
	加治木横川	79円	54,909円
	栗野	212円	16,266円
	吉松	48円	25,446円
	霧島	52円	11,187円
	岩川	118円	10,679円
	財部	52円	17,637円
	都城末吉	332円	21,403円
	志布志有明	107円	15,937円
	蓬原	(略)	23,203円
	志布志大崎	(略)	11,843円
	菱田	22円	27,301円
	串良	24円	18,634円
	鹿屋高山	103円	19,722円
	香平	60円	19,541円
	大根占	102円	20,879円
	根占	77円	21,982円
	古江	177円	12,392円
	川内東郷	229円	22,854円
	牧ノ原	90円	15,480円
	百引	112円	15,080円
	志布志松山	24円	17,858円
	大根占田代	51円	14,771円
	川内西方	23円	14,766円
	城上	39円	24,961円
	高隈	108円	13,699円
	阿久根臨本	89円	24,870円
	阿久根大川	41円	22,809円
	鹿屋新城	40円	16,684円
	牛根	179円	18,995円
	西桜島	185円	44,838円
	喜入	166円	19,470円
	瀬々串	75円	13,447円
	頼娃	(略)	10,779円
	石垣	41円	8,735円
	笠沙	50円	11,799円
	加世田大浦	118円	22,265円
	樋脇	49円	15,473円
	市比野	131円	19,248円

	木城	251円	16,672円
	川南	(略)	26,353円
	都農	156円	29,291円
	門川	271円	12,581円
	大東	60円	14,765円
	都城山田	(略)	18,875円
	高千穂別館	123円	26,702円
	都城高野	59円	23,655円
	美々津	220円	18,303円
	岩脇	(略)	14,910円
	真幸	175円	21,829円
	山陰	(略)	16,280円
	神門	137円	14,407円
	日向西郷	79円	15,209円
	宇納間	28円	13,918円
	曾木	109円	14,109円
	北川	(略)	23,791円
	延岡北浦	279円	35,383円
	宮崎東	714円	50,464円
	青島	224円	39,289円
	都城山之口	133円	13,229円
	日之影	96円	13,107円
	五ヶ瀬	160円	7,118円
	宮崎内海	209円	16,766円
	諸塚	95円	16,326円
	都井	129円	35,520円
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,735円	23,233円
	谷山	1,075円	22,249円
	伊敷	986円	17,929円
	原良	2,949円	13,474円
	広木	2,152円	16,344円
	坂之上	1,166円	11,110円
	鹿児島川内	558円	23,471円
	鹿屋	216円	22,492円
	枕崎	189円	16,052円
	名瀬	709円	26,103円
	出水	156円	18,675円
	指宿	301円	19,121円
	加世田	147円	11,253円
	国分	451円	18,383円
	種子島	100円	25,486円
	加治木	491円	14,572円
	帖佐	333円	24,268円
	丸尾	94円	16,862円
	志布志	79円	11,160円
	屋久島	72円	40,477円
	徳之島	185円	28,925円
	鹿児島吉野	338円	13,199円
	鹿児島春日	1,595円	17,252円
	鹿児島大口	244円	17,229円
	隼人	364円	94,492円
	河頭	83円	19,733円
	高須	45円	19,203円
	大始良	60円	17,053円
	鹿屋南	18円	13,093円
	串木野	153円	15,750円
	阿久根	188円	15,574円
	米之津	85円	20,097円
	宮ヶ浜	55円	11,850円
	鹿児島垂水	109円	21,826円
	指宿山川	(略)	38,786円
	開聞	(略)	18,398円
	知覧	(略)	17,454円
	知覧瀬世	(略)	13,288円
	加世田川辺	(略)	21,748円
	市来	163円	15,204円
	東市来	140円	21,370円
	伊集院	279円	15,994円
	松元	144円	24,054円
	伊集院郡山	251円	62,655円
	金峰	128円	14,726円
	入来	21円	25,702円
	宮之城	92円	33,070円
	高尾野	77円	14,437円
	菱刈	41円	10,986円
	蒲生	95円	13,860円
	十三塚原	58円	13,952円
	加治木横川	74円	49,669円
	栗野	196円	15,009円
	吉松	47円	23,421円
	霧島	47円	10,421円
	岩川	116円	10,076円
	財部	50円	17,979円
	都城末吉	328円	21,628円
	志布志有明	110円	14,656円
	蓬原	(略)	21,486円
	志布志大崎	(略)	10,913円
	菱田	23円	25,298円
	串良	11円	16,971円
	鹿屋高山	104円	18,125円
	香平	61円	18,506円
	大根占	101円	22,127円
	根占	75円	20,172円
	古江	178円	11,279円
	川内東郷	218円	21,252円
	牧ノ原	89円	14,754円
	百引	85円	14,321円
	志布志松山	20円	16,569円
	大根占田代	52円	15,213円
	川内西方	24円	13,998円
	城上	40円	17,517円
	高隈	107円	12,968円
	阿久根臨本	86円	16,629円
	阿久根大川	37円	14,965円
	鹿屋新城	35円	16,661円
	牛根	173円	16,392円
	西桜島	179円	42,676円
	喜入	163円	19,796円
	瀬々串	80円	13,102円
	頼娃	(略)	11,901円
	石垣	43円	10,573円
	笠沙	49円	15,035円
	加世田大浦	119円	22,270円
	樋脇	45円	14,547円
	市比野	133円	17,770円

	宮野城鶴田	190円	12,644円
	薩摩	127円	12,475円
	詔答院	134円	27,580円
	出水野田	173円	15,640円
	牧園	89円	22,448円
	細山田	31円	17,339円
	内の浦	152円	24,945円
	佐多	150円	18,816円
	喜界島	237円	76,307円
	鹿児島吉田	134円	14,201円
	伊集院吹上	69円	10,699円
	出水鷹巣	(略)	15,164円
	指江	186円	19,403円
	竜郷	79円	20,221円
	笠利	472円	39,131円
	天城	80円	30,369円
	伊仙	218円	23,807円
	与論島	43円	21,778円
	川内羽島	187円	17,641円
	山門野	127円	14,820円
	瀬戸内	969円	39,773円
	知名	154円	25,243円
	木慈	40円	99,115円
	勝能	51円	109,973円
	管鈍	55円	40,223円
	与路島	46円	222,022円
	請島	40円	446,440円
	節子	122円	46,330円
	生見	52円	8,608円
	中種子	164円	64,754円
	南種子	337円	26,091円
	母間	38円	16,580円
	沖之永良部	148円	65,120円
	坊	147円	19,127円
沖縄県	客宮	1,496円	19,658円
	牧志	1,244円	24,764円
	小禄	1,473円	12,589円
	首里	3,530円	19,038円
	田場	231円	14,240円
	大謝名	(略)	21,064円
	普天間	417円	15,965円
	沖縄宮古	306円	18,081円
	八重山	660円	32,101円
	浦添別	1,248円	25,885円
	名護別館	562円	16,416円
	照屋	545円	14,273円
	コザ	650円	48,445円
	胡屋	510円	19,717円
	コザ北谷	1,550円	24,284円
	豊見城	987円	16,946円
	与那原	777円	15,530円
	南風原	995円	33,353円
	久辺	89円	72,017円
	嘉手納	(略)	25,983円
	沖縄石川別	291円	13,527円
	具志川	465円	18,611円
	仲尾次	130円	24,679円
	米須	207円	21,049円
	今帰仁	471円	20,900円
	本部	326円	13,120円
	コザ金武	443円	16,611円
	与那城	358円	11,765円
	読谷	582円	25,121円
	中城	585円	19,037円
	東風平	443円	15,428円
	与那原玉城	115円	23,399円
	佐敷	(略)	14,286円
	本部山川	75円	18,304円
	北中城	1,253円	24,846円
	南大東	(略)	126,084円
	北大東	(略)	88,719円
	久米島	436円	68,186円
	城辺	149円	43,305円
	沖縄上野	97円	41,960円
	平安座	82円	30,360円
	座間味	0円	24,214円
	伊良部	187円	16,087円
	波照間	57円	33,781円
	与那国	184円	171,154円
	国頭別	201円	36,169円

	宮野城鶴田	186円	60,410円
	薩摩	121円	12,089円
	詔答院	138円	26,392円
	出水野田	189円	14,838円
	牧園	83円	20,619円
	細山田	29円	15,758円
	内の浦	154円	21,838円
	佐多	152円	16,719円
	喜界島	236円	60,621円
	鹿児島吉田	135円	13,735円
	伊集院吹上	68円	11,254円
	出水鷹巣	(略)	14,532円
	指江	190円	16,906円
	竜郷	81円	17,577円
	笠利	460円	24,826円
	天城	78円	26,699円
	伊仙	254円	40,333円
	与論島	40円	18,724円
	川内羽島	170円	16,218円
	山門野	129円	13,897円
	瀬戸内	967円	35,265円
	知名	160円	23,989円
	木慈	51円	59,392円
	勝能	50円	99,649円
	管鈍	56円	46,246円
	与路島	48円	204,977円
	請島	39円	268,571円
	節子	121円	58,013円
	生見	53円	10,152円
	中種子	162円	41,035円
	南種子	339円	25,876円
	母間	37円	14,441円
	沖之永良部	151円	62,707円
	坊	146円	16,623円
沖縄県	客宮	1,732円	20,551円
	牧志	1,247円	19,466円
	小禄	1,474円	32,361円
	首里	3,529円	14,726円
	田場	230円	15,172円
	大謝名	(略)	18,364円
	普天間	415円	15,787円
	沖縄宮古	307円	15,350円
	八重山	706円	30,914円
	浦添別	1,253円	39,001円
	名護別館	561円	14,061円
	照屋	533円	15,963円
	コザ	727円	44,135円
	胡屋	514円	20,129円
	コザ北谷	1,712円	23,166円
	豊見城	986円	14,796円
	与那原	779円	17,132円
	南風原	1,040円	30,692円
	久辺	90円	70,832円
	嘉手納	(略)	26,032円
	沖縄石川別	293円	50,778円
	具志川	464円	21,575円
	仲尾次	131円	60,621円
	米須	208円	23,635円
	今帰仁	454円	20,003円
	本部	334円	14,848円
	コザ金武	441円	18,518円
	与那城	356円	14,502円
	読谷	581円	23,380円
	中城	588円	18,051円
	東風平	444円	14,600円
	与那原玉城	113円	21,910円
	佐敷	(略)	13,048円
	本部山川	77円	17,403円
	北中城	1,259円	22,948円
	南大東	(略)	114,906円
	北大東	(略)	79,719円
	久米島	398円	46,761円
	城辺	145円	26,345円
	沖縄上野	95円	37,370円
	平安座	84円	26,772円
	座間味	6円	56,492円
	伊良部	188円	37,626円
	波照間	56円	29,842円
	与那国	185円	144,283円
	国頭別	199円	31,460円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額

適用する行政区域	1メートルごとに年額 内容
富山県	35,104円
石川県	35,600円
福井県	27,390円
岐阜県	27,685円
静岡県	47,919円
愛知県	49,340円
三重県	36,343円
滋賀県	39,628円
京都府	37,704円
大阪府	60,487円
兵庫県	55,597円
奈良県	33,424円
和歌山県	19,761円
鳥取県	64,994円
島根県	25,437円
岡山県	58,110円
広島県	56,889円
山口県	38,564円
徳島県	66,823円
香川県	41,562円
愛媛県	50,052円
高知県	31,065円
福岡県	60,220円
佐賀県	21,532円
長崎県	18,121円
熊本県	34,414円
大分県	47,062円
宮崎県	35,122円
鹿児島県	45,885円
沖縄県	27,798円

2-2 管路に係る料金額

適用する行政区域	1条あたり1メートルごとに年額 内容
富山県	157円
石川県	154円
福井県	156円
岐阜県	177円
静岡県	197円
愛知県	201円
三重県	190円
滋賀県	189円
京都府	267円
大阪府	233円
兵庫県	263円
奈良県	221円
和歌山県	236円
鳥取県	176円
島根県	185円
岡山県	177円
広島県	188円
山口県	168円
徳島県	194円
香川県	186円
愛媛県	175円
高知県	144円
福岡県	230円
佐賀県	177円
長崎県	145円
熊本県	203円
大分県	214円
宮崎県	146円
鹿児島県	184円
沖縄県	158円

第3 電柱に係る負担額
電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額661円とします。

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額

適用する行政区域	1メートルごとに年額 内容
富山県	26,258円
石川県	26,155円
福井県	22,353円
岐阜県	22,796円
静岡県	35,498円
愛知県	36,120円
三重県	27,764円
滋賀県	28,249円
京都府	28,323円
大阪府	43,835円
兵庫県	40,108円
奈良県	24,309円
和歌山県	14,775円
鳥取県	46,175円
島根県	19,247円
岡山県	42,362円
広島県	42,602円
山口県	27,868円
徳島県	49,350円
香川県	30,965円
愛媛県	36,928円
高知県	25,977円
福岡県	43,859円
佐賀県	15,047円
長崎県	14,806円
熊本県	25,310円
大分県	32,469円
宮崎県	26,386円
鹿児島県	32,652円
沖縄県	25,736円

2-2 管路に係る料金額

適用する行政区域	1条あたり1メートルごとに年額 内容
富山県	118円
石川県	116円
福井県	122円
岐阜県	135円
静岡県	147円
愛知県	147円
三重県	139円
滋賀県	138円
京都府	208円
大阪府	168円
兵庫県	191円
奈良県	162円
和歌山県	187円
鳥取県	128円
島根県	140円
岡山県	131円
広島県	144円
山口県	124円
徳島県	147円
香川県	143円
愛媛県	129円
高知県	118円
福岡県	167円
佐賀県	128円
長崎県	113円
熊本県	175円
大分県	157円
宮崎県	111円
鹿児島県	137円
沖縄県	142円

第3 電柱に係る負担額
電柱に係る負担額は、1使用箇所ごとに年額713円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

区分		単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	510円	—
	(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額 1 光信号引込等設備ごとに月額	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	69円	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

- (略)

- (1) (略)
未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (23,504円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)
(2) (略)

区分		1 光信号引込等設備ごとに	
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	内容	15,036円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合		266円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

区分		単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	476円	—
	(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額 1 光信号引込等設備ごとに月額	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	62円	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

- (略)

- (1) (略)
未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (23,170円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)
(2) (略)

区分		1 光信号引込等設備ごとに	
ア	光信号引込等設備を撤去する場合	内容	15,405円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合		279円

別表4 違約金
第1～第5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を完了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を完了した場合	接続を完了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.76%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	2,498円	—

別表4 違約金
第1～第5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を完了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を完了した場合	接続を完了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年0.66%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)	(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	2,287円	—

附 則（平成30年6月15日西設相制第2号）
 1～2（略）
 （ルーティング伝送機能に係る経過措置）
 3（略）
 （1）（略）
 （2）ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能 ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの 1ポートごとに月額	235,062円（略）	

（電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置）

4 当社は、料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(2)に規定する設備使用料について、平成28年度期首時点において法定耐用年数を経過し減価償却費が発生していない設備の残存価額を一括して減価償却費として費用計上したことに伴い、当該費用を除却額とみなして平成30年度及び平成31年度に適用される設備管理運営費比率の原価にその2分の1ずつを加えて算定するものとします。上の設備管理運営費比率については、平成30年度及び平成31年度に適用する設備使用料の年額料金の算定に用いる調整額にのみ適用するものとします。平成31年度に適用する具体的な比率は0.049とします。

5～8（略）

（経過措置）

9 接続申込者及び協定事業者が、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものに限ります。）において、一般中継局ルータ等により通信の交換又は伝送を行う機能を利用する場合には以下の通りとします。

（1）適用

次号に規定する一般中継局ルータ交換伝送機能については、料金表第1表（接続料金）第1（総使用料）2料金額2-2第9欄イ欄に規定する端末系ルータ交換機能及び第10欄ア欄に規定する一般収容局ルータ優先パケット識別機能、2-4第1欄に規定する中継交換機能、2-4の2に規定する音声パケット変換機能及び2-7の2に規定するSIPサーバ機能を全て組み合わせて利用することとし、料金表第1表第1（総使用料）2-1第26欄を適用することとします。

（2）料金額

区分	単位	料金額	備考
IP電話に係る一般中継局ルータ交換伝送機能	IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものに限ります。）において一般中継局ルータ等により、通信の交換及び伝送を行う機能 1秒ごとに	0.0014406円（略）	

附 則（令和元年6月25日西設相制第6号）

1～2（略）
 （ルーティング伝送機能に係る経過措置）
 3（略）
 （1）（略）
 （2）ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能 ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの 1ポートごとに月額	7,967円（略）	

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

4 第14条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成29年度の精算用料金は以下のとおりです。

区分	単位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1件ごとに	24.32円	
優先接続受付手続費	1変更ごとに	36円	
光回線設備線路案件調査費	ウ欄	(7) 1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに 0.04円 平成29年4月1日から平成29年9月24日までの間に限り適用します。 0.04円 平成29年9月25日から平成30年3月31日までの間に限り適用します。	
	エ欄	(4) 1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに 0.01円 平成29年4月1日から平成29年9月24日までの間に限り適用します。 0.01円 平成29年9月25日から平成30年3月31日までの間に限り適用します。	
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに 8,633円	
	イ欄	1通信用建物ごとに 1,323円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに 52円	
	イ欄	1件ごとに 104円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに 747円	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに 305円	

附 則（平成30年6月15日西設相制第2号）
 1～2（略）
 （ルーティング伝送機能に係る経過措置）
 3（略）
 （1）（略）
 （2）ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能 ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの 1ポートごとに月額	270,094円（略）	

（電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置）

4 削除

5～8（略）

9 削除

附 則（令和元年6月25日西設相制第6号）

1～2（略）
 （ルーティング伝送機能に係る経過措置）
 3（略）
 （1）（略）
 （2）ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能 ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの 1ポートごとに月額	8,667円（略）	

4 削除

附 則（令和2年3月26日西設相制第12号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和2年3月26日から実施し、この改正規定のうち、第35条（修繕の責任）、第101条（双務的条件）、料金表の料金額、工事費の額、手続費の額、比率及び負担額、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則（平成30年6月15日西設相制第2号）の料金額、附則（令和元年6月25日西設相制第6号）の料金額並びに第13項の料金額については令和2年4月1日より適用します。また、第7項に係るものについては、令和5年3月31日までの間に限り適用するものとします。

ただし、第68条（手続費の支払義務）、第74条の2（手続費の実績に基づく精算）、第75条（工事費及び手続費等の濫及適用）、第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）、料金表第2表第1（工事費）1（適用）第6欄、2（工事費の額）2-1（工事費）第25欄イ(イ)欄、第2（手続費）1（適用）第17欄及び2（手続費の額）2-1（手続費）第27欄ア(7)欄については、当社の準備が整い次第、実施します。

（総使用料の算定に係る措置）

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄ウ欄及びエ欄、第6欄、2-1-1-1の2、2-1-1-2第1欄イ欄、第2欄イ欄並びに2-1-1-2の2）に限り、以下この附則の第4項までにおいて同じとします。この改正規定実施前に適用した総使用料の原価の実績値（令和元年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される総使用料の原価に加えて算定するものとします。

3. 当社は、この改正規定に係る令和元年度における端末回線伝送機能の総使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（令和元年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される総使用料を変更する措置を講じるものとします。
4. 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の総使用料（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される総使用料の原価に当該差額を加えて当該総使用料を変更する措置を講じるものとします。
5. 当社は、この改正規定に係る2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄、2-1-1の4イ欄並びに2-2第9欄イ欄及び第10欄イ欄の総使用料（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、令和7年4月1日に限り適用される当該総使用料の原価に当該差額を加えて当該総使用料を変更する措置を講じるものとします。
6. 当社は、前3項の規定に基づく総使用料の算定を行うことにより、当該総使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。
- (光信号主線回線の接続料の一部支払延期)
7. 光信号主線回線と接続している協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。以下この附則において同じとします。）は、各事業年度に適用する端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額と2-1-1-2第2欄ア(ア)欄に掲げる1光信号分岐線回線あたりの料金額の合計（以下この附則において「基準接続料」といいます。）が各事業年度の前事業年度に適用した基準接続料に比して上昇した場合、光信号主線回線の接続料の一部支払延期（以下この附則において「支払延期」といいます。）を、当該事業年度に適用する光信号主線回線の接続料に係るこの約款の改正規定の実施日から1ヶ月後（当該接続に係る接続申込者については、当該事業年度における光信号主線回線の接続料に係る接続約款の改正規定の実施日の1ヶ月後又は光信号主線回線の接続開始日を含む月の末日のいずれか遅い日とします。）までに、当社に申込みことができます。
8. 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、協定事業者が当該事業年度の初日において現に支払延期を行っている場合を除き、承諾します。
9. 協定事業者（前項の承諾を受けた協定事業者をいいます。以下この附則において同じとします。）が支払延期を行う期間（以下この附則において「支払延期期間」といいます。）は、当該事業年度の初日（当該接続に係る接続申込者については、光信号主線回線の接続開始日）から協定事業者が支払延期（支払延期により当社が一時的に支払いを猶予している金額をいいます。以下この附則において同じとします。）及びそれに関する利息（各事業年度に適用する実績原価方式の接続料の算定に用いる、当社の有利負債に対する利率により計算するものとします。以下この附則において同じとします。）の全部を当社に支払うまでとします。
10. 当社は、支払延期期間において、協定事業者が接続する全ての光信号主線回線（ただし、複数年間段階料金を適用しているものを除きます。以下この附則において同じとします。）を支払延期するものとします。
11. 協定事業者は、支払延期期間の各月において、光信号主線回線（前項で支払延期の適用を受けたものをいいます。）の接続料の総額から、以下の各号の金額を加算又は減算した金額を支払うものとします。
- (1) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して上昇した場合
当該事業年度の基準接続料から支払延期開始の前事業年度の基準接続料を差し引いた接続料（ただし、差し引いた割合は、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額における電柱・土木設備に係る実績原価の割合を超えないものとします。）に、前月末時点と当月末時点の光信号主線回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を減算
- (2) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して低下した場合
支払延期開始の前事業年度の基準接続料から当該事業年度の基準接続料を差し引いた接続料に、前月末時点と当月末時点の光信号主線回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を加算
- 協定事業者は、支払延期期間に全ての光信号主線回線の接続を終了した場合は、支払延期額及びそれに係る利息の全部を当社に支払うことを要します。
- (調整額の算定に係る経過措置)
13. 料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（令和2年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を0.4239として算定します。
- (接続料金等の実績に基づく精算用料金)
14. 第74条の2（手續費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成30年度の精算用料金は以下のとおりです。

区分	単位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供 手数料	1件ごとに	26.51円	平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間に限り適用します。
		29.01円	平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間に限り適用します。
優先接続受付手数料	1変更ごとに	69円	
光回線設備線路条件 調査費	ウ欄	(ア) 1番号又は1件 0.04円	
	イ欄	(イ) 所ごとの1成功 0.01円	検索ごとに
光配線区域情報調査 費	ア欄	1通信用建物ごとに	8,803円
	イ欄	1通信用建物ごとに	1,556円
ルーティング番号登 録工事等受付手数料	ア欄	1件ごとに	56円
			34円
	イ欄	1件ごとに	110円
			52円
同一番号移転可否情 報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	743円
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	310円
		251円	平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り適用します。
			平成31年3月4日から平成31年3月31日までの間に限り適用します。